

子ども・親・地域が手をつなぎ のびのび育つまち

幌延町

次世代育成支援対策地域行動計画

【平成 22～26 年度 後期計画】

平成 22 年 3 月

幌 延 町

**『子ども・親・地域が手をつなぎ、
のびのび育つまち ほろのべ』をめざして**

次世代育成支援対策では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されることが重要である」とうたわれています。

幌延町の次世代育成支援については、前期計画（平成 17～21 年度）で「子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ」を合言葉に、小さくとも将来に夢をもてるまちづくり、大人たちが地域の子どもに伝えるまちづくりを町全体で目指し、へき地保育所の改築、放課後児童クラブの実施など、各種施策の実現に取り組んでまいりました。

今回策定した後期計画（平成 22～26 年度）においても、前期計画の理念を継承し、子どもを中心とした家庭を基本に、すべての町民と関係機関が親子の育ちにかかわり、幌延町の子どもがのびのび育つことを目標として、行政と町民の皆様との協働により、この計画を効果的に推進していきたいと思っておりますので、今後とも積極的なご協力をお願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました多くの町民の皆様をはじめ、次世代育成支援対策地域協議会の委員各位に厚く御礼申し上げます、策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

平成 22 年 3 月

幌延町長 **宮本 明**

【目次】

1．計画の趣旨	1
【1】 計画策定の背景と計画の目的	1
【2】 計画の対象・位置づけ・期間	3
【3】 計画の策定と推進	4
2．幌延町の子どもをとりまく環境	5
【1】 町の状況・少子化の動向	5
【2】 子育て家庭と子どもの状況	8
【3】 調査からみられる子ども・子育て家庭の状況	11
3．計画のめざすもの	18
【1】 基本方向	18
【2】 施策の全体像	23
4．子ども・親・地域が手をつなぎ のびのび育つまち ほろのべ行動計画	24
【1】 子どもの育ちにあった母子保健の推進	24
【2】 子どものためになる子育て支援の充実	30
【3】 子どもと大人が学び成長する環境の向上	40
【4】 安心して子育てできる地域・生活環境の整備	45
資料編	
【1】 計画期間の見込み・指標	資料編 1
【2】 関連データ	資料編 6
【3】 策定体制	資料編 8
【4】 用語説明	資料編 10

1 . 計画の趣旨

【 1 】 計画策定の背景と計画の目的

わが国は世界一の長寿国ですが、それと同時に「少子化」が進む国でもあります。近年、「少子化・高齢化」がわが国の重大な社会問題として認識されるようになり、様々な取組みが進められています。しかし、わが国に誕生する子ども数は、昭和 48 年の第 2 次ベビーブームをピークに減少が続いています。少子化は単に子どもが少ないということではなく、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題をはじめ、地域の弱体化や家庭生活の変化などによる子どもへの直接的な影響、将来的な就業人口減少による社会全体の活力の低下など、様々な影響が懸念されています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成 15 年には国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具現化するために、地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけています。平成 16 年度に次世代育成支援行動計画（前期）の策定後も、法制度の改正や新たな少子化対策の動きがありました。また、平成 17 年の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む平均子ども数）が 1.26 と過去最低を記録した後、平成 20 年の合計特殊出生率は 1.37 と上昇したが、人口維持に必要とされる合計特殊出生率 2.08 には及ばないこと、第 2 次ベビーブーム後は人口が減少傾向であることなどから、少子化対策は継続して取り組むべき重要な課題であり、地域の大切さを再認識し、子どもと子育てを地域がかかわり、支援する取組みが重要となっています。

幌延町においては、「幌延町エンゼルプラン(平成 13～17 年度)」を受け、平成 16 年度に『幌延町次世代育成支援対策地域行動計画』を策定し、毎年度点検しながら推進してきました。前期計画期間において、幌延町では保育施設の改修、放課後児童クラブ・放課後子ども教室を確保して推進してきました。また、国においても子どもに関する施策が変化してきており、これまでの取組みを見直し、平成 22 年度から 5 年間の後期計画を策定します。

児童福祉・次世代育成支援の動向

	国の政策動向	摘 要
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン (平成 17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、(1)3 歳未満児の児童手当引き上げ、(2)こにちは赤ちゃん事業の実施、(3)育児休業給付率の引き上げ、放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
	認定こども園制度の開始	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行。
平成 19 年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に(1)3 歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、(2)小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計されている。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。用途を明確にして消費税増税で賄う。
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者」と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』を提案。
平成 22 年	子ども・子育てビジョン	平成 22 年1月29 日閣議決定。社会全体で子育てを支える、「希望」がかなえられるを基本的な考え方とし、子どもと子育てを応援する社会をめざした政策を示している。

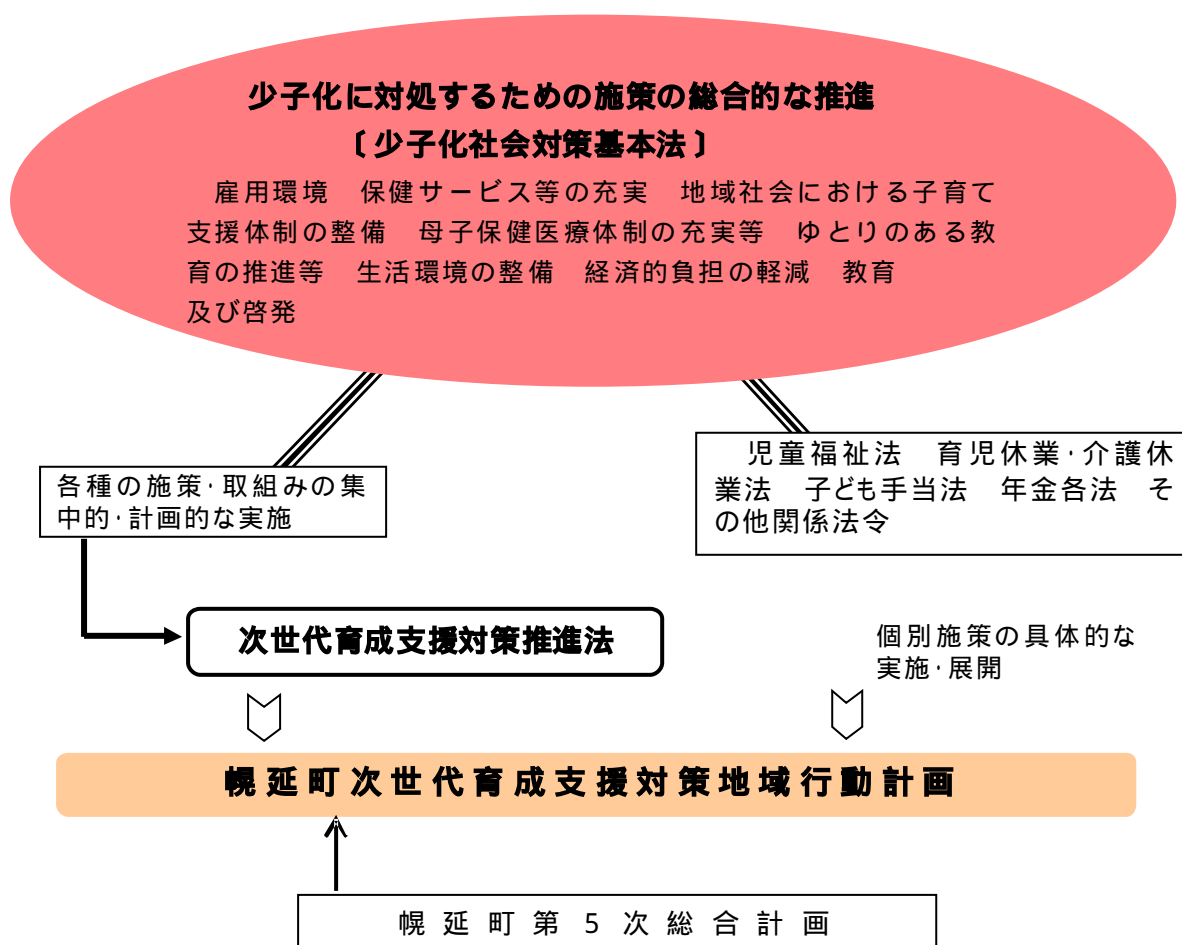
【 2 】 計画の対象・位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ・役割

本計画は次世代育成支援対策推進法、児童福祉法改正法、少子化社会対策基本法に基づき策定する計画です。そのため、少子化対策の動向をふまえ、これまでに実施してきた子どもに関する施策・事業を点検し、次世代を担う幌延町のすべての子どもが健やかに生まれ育つことができるように、具体的に推進するための計画です。また、幌延町母子保健計画を包含しています。

そして、幌延町に住む 18 歳未満のすべての子どもと子育て家庭を計画対象に、施策の目標や方向を示した“幌延町の子どもに関するマスタープラン”といえます。そのため、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる町の各部門で取り組む施策を総合的に示し、町の総合計画をはじめ各種関連計画との整合性を図りながら策定しました。あわせて、本計画は各家庭、学校、地域、職場などの取組みを促進するための指針でもあり、本計画に基づき町ぐるみで推進していきます。

本計画の位置づけ



(2) 計画期間

次世代育成支援対策推進法は 10 年間の時限立法であり、平成 17 年度から 10 年間で重点的に取り組むため、前期計画期間を平成 17 年度から平成 21 年度までとして推進してきました。平成 21 年度に必要な見直しを行い、平成 22 年度から 26 年度までの後期計画を策定し、推進します。

計画期間

平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前期 計画 見直し					

【3】計画の策定と推進

前期計画策定後も、毎年幌延町次世代育成支援対策地域協議会において、施策の進捗状況等を把握し、協議を行ってきました。後期計画の策定にあたってもこれまでの経緯をふまえ、町で実施している子どもにかかわる施策・事業を全体的に点検し、着実に推進するため、関係課の施策・事業の把握と検討・協議を重ね、幌延町次世代育成支援対策地域協議会で協議して策定します。

また、子育て家庭の実態及びニーズを把握するため、平成 21 年 6 月に就学前児童・小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

回答状況

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
配布数	102 件	92 件
回答数	51 件	44 件
回答率	50.0%	47.8%

今後も継続して、取組み状況を総合的に把握し、施策・事業の点検を行いながら推進します。そのため、幌延町次世代育成支援対策地域協議会で定期的に協議し、町民への周知を図ります。

2. 幌延町の子どもをとりまく環境

【1】町の状況・少子化の動向

(1) 人口・世帯の推移

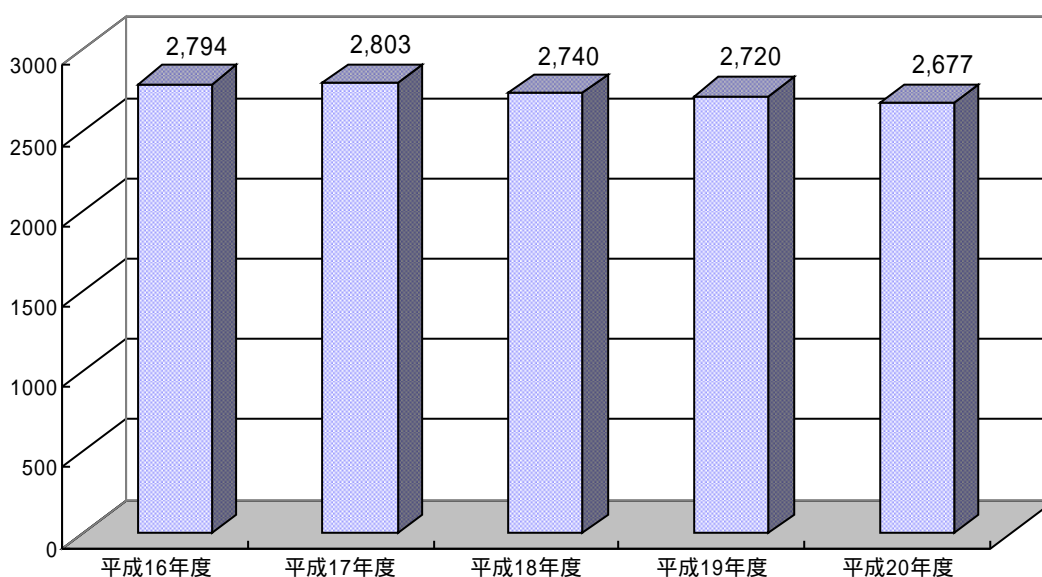
人口

幌延町の人口は平成16年度が2,794人で、平成17年度は2,803人となりましたが、その後は緩やかに減少し、平成20年度は2,677人となり、平成16年度から平成20年度で4.1%減少しています。

平成16年度は世帯数が1,260世帯で、平成20年度は1,275世帯となっています。世帯数はさほど変化していませんが、総人口が微減しており、1世帯平均人数は減少傾向で、平成17年度に2.20人を下回り、平成20年度は2.10人となっています。

人口の推移(各年度末現在)

(単位:人)



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
世帯数	1,260世帯	1,279世帯	1,263世帯	1,276世帯	1,275世帯
1世帯平均人数	2.21	2.19	2.17	2.13	2.10

資料:住民基本台帳・外国人登録者

人口動態

自然動態は出生数よりも死亡数がやや多い傾向が続いており、社会動態では転入者数が年度で違いがあるものの、平成18年度以降は転入者より転出者の件数がやや上回っています。

人口動態(各年度累計)

(単位:人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自然動態	出生	27	27	21	23
	死亡	33	30	22	37
社会動態	転入	184	152	181	152
	転出	165	208	196	188
その他	増加	2	0	0	2
	減少	0	1	0	2

資料:町民課

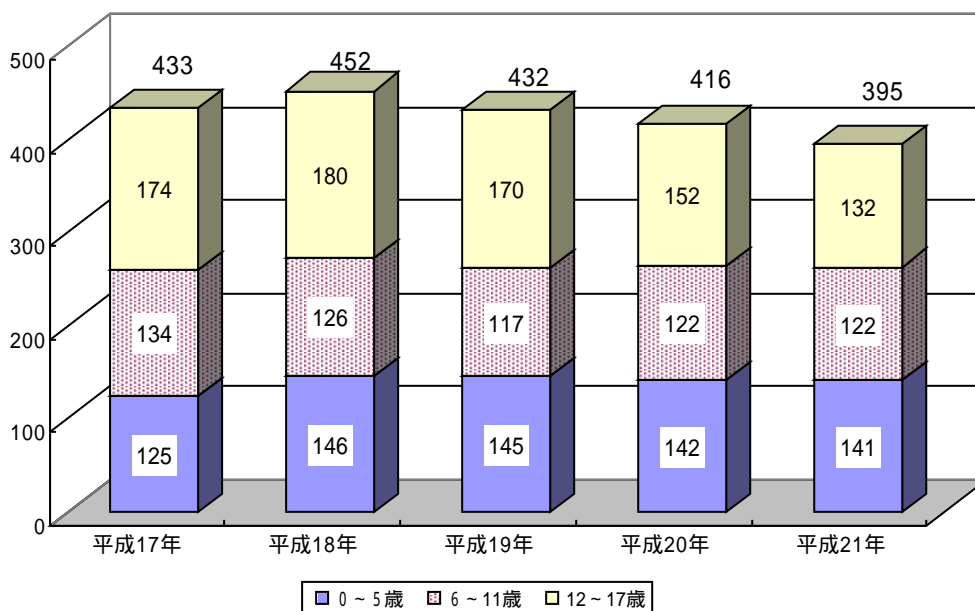
(2) 児童人口の推移

児童数

17歳以下の人口は、平成18年に452人に微増しましたが、その後は減少傾向で、平成21年は400人を下回り、395人となっています。12～17歳の人数が減少しています。

児童人口の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)



資料:住民基本台帳・外国人登録者

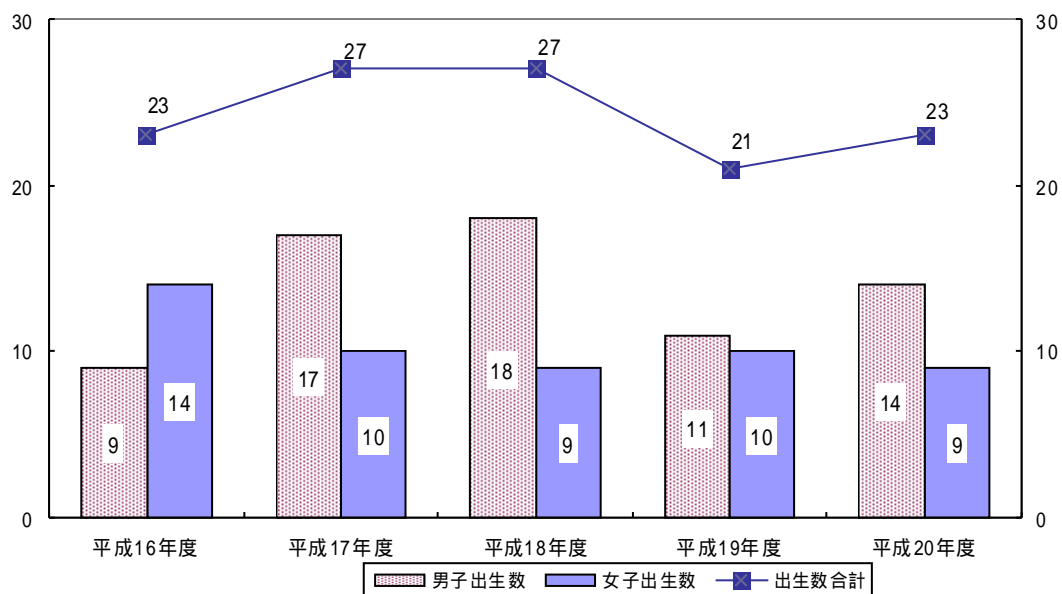
出生数の推移

各年度の出生数は、平成16年度は23人で、平成17・18年度は27人と同数でしたが、平成19年度以降はやや減少して平成20年度は23人となっています。

人口1,000人当たりの出生率は、平成18年度が9.9‰と近年で最も高い出生率でしたが、平成19年度以降はやや低下し、平成20年度は8.6‰となっています。

出生数の推移(各年度累計)

(単位:人)



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
出生数	23	27	27	21	23
全人口	2,794	2,803	2,740	2,720	2,677
出生率	8.2‰	9.6‰	9.9‰	7.7‰	8.6‰

資料:町民課・保健センター

【 2 】子育て家庭と子どもの状況

(1) 世帯の動向

子どものいる世帯の構成

平成 17 年の一般世帯数は 1,184 世帯で、1 世帯平均 2.23 人となっています。

そのうち、18 歳未満の子どものいる世帯数は、平成 7 年と平成 12 年では減少していましたが、平成 17 年は平成 12 年と同程度の 258 世帯となっており、町の全世帯の 22% を占めています。そのうち、6 歳未満の子どものいる世帯は減少傾向がみられ、全世帯の 8.9% となっています。

子どものいる世帯の構成は親子だけの核家族世帯が 74% を占め、親子以外の親族と同居するその他の親族世帯は約 26% で、その傾向が継続しています。特に 6 歳未満の子どものいる世帯は、核家族世帯が増えています。

18 歳未満の子どものいる世帯構成の推移(平成 17 年 10 月現在)

(単位:世帯)

(世帯・人)	総数	親族			非親族	単独
		核家族	その他の親族			
一般世帯数	1,184	748	612	136	1	435
6 歳未満親族のいる一般世帯数	105 100.0% (8.9%)	105 100.0%	90 85.7%	15 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
18 歳未満親族のいる一般世帯数	258 100.0% (21.8%)	257 99.6%	191 74.0%	66 25.6%	0 0.0%	1 0.4%
18 歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	20					
1 世帯当たり親族人数	2.23	2.94	2.62	4.40	1.00	1.00

()は、6 歳・18 歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合

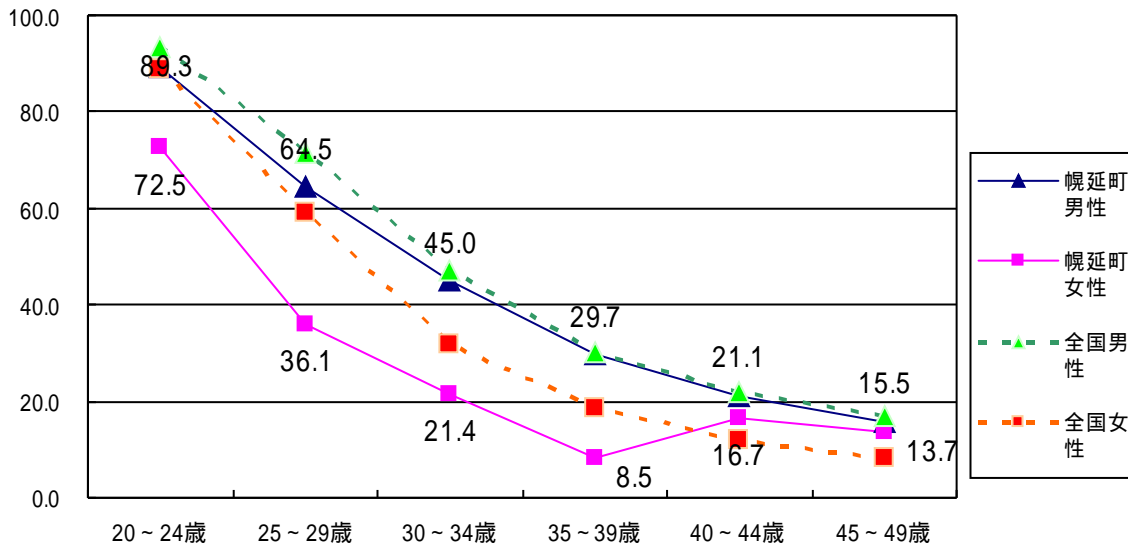
資料:国勢調査

未婚率

未婚率は全国平均に比べ低い水準で推移していますが、男性は全国平均と同程度で、女性は 40 歳未満の未婚率は全国平均よりも低いものの、40 歳以上の未婚率は全国平均を上回っています。

未婚率(平成 17 年 10 月現在)

(単位: %)



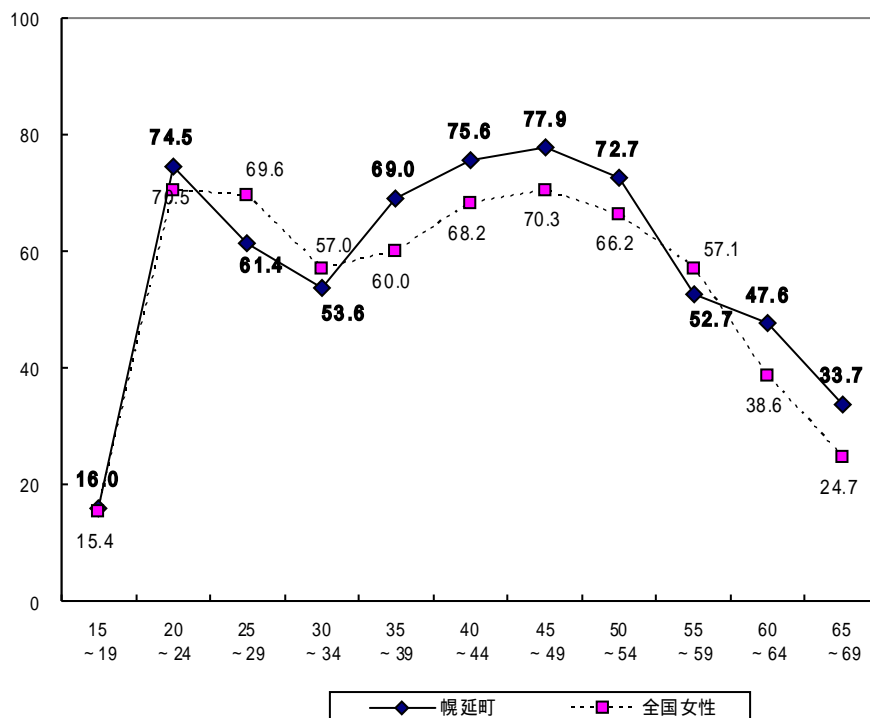
資料: 国勢調査

(2) 就業状況

女性の年代別就業率は、20～24歳で75%に上り、25～34歳は低下し、35歳以上で上昇傾向に転じ、45～49歳は78%と最も高くなっており、M字就業の傾向がみられ、全国平均よりも25～34歳の就業率は低下するものの、35歳以上の就業率は全国平均よりも高くなっています。

女性の就業率(平成 17 年 10 月現在)

(単位: %)



資料: 国勢調査

(3) 児童生徒数の状況

保育所の通所状況

町内の保育施設は、中央保育所と問寒別へき地保育所の2か所がありますが、中央保育所は入所児童が近年増加しており、平成21年は定員60人に対して58人が通所しています。一方、問寒別へき地保育所の利用児童は平成18年以降10人弱で推移しています。

保育所通所状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
中央	定員	60	60	60	60	60
	入所児童	31	41	44	49	58
問寒別 へき地	定員	30	30	30	30	30
	入所児童	13	7	9	8	6
合計	定員	90	90	90	90	90
	入所児童	44	48	53	57	64

資料:町民課

小中学校の通学状況

町内の小学校2校、中学校2校に児童生徒が通学しています。平成21年は小学生が118人で、中学生は64人となっています。

小・中学校通学状況(各年5月1日現在)

(単位:組・人)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	学級数	14	14	13	14	12
	児童数	135	127	113	123	118
中学校	学級数	7	7	7	8	10
	生徒数	86	75	78	74	64

資料:教育委員会

【3】調査からみられる子ども・子育て家庭の状況

(1) 子育て家庭の状況

世帯構成

就学前児童・小学生の世帯人数は「3・4人」が約半数で、1世帯平均人数は就学前児童の世帯で4.1人、小学生の世帯は4.3人と、小学生は兄弟姉妹等が増えて世帯人数もやや高くなっています。祖父母との同居率は就学前児童で15%強、小学生は祖母が21%、祖父は10%で、前回調査と比べ、小学生の世帯は祖父母との同居率がやや低下していますが、就学前児童の世帯は若干高くなっています。

地区別にみると、全体的に人口の多い幌延市街に多く居住しており、幌延市街の割合は前回よりも高くなっています。

また、保育サービス以外に日常的にまたは緊急時に子どもを預かってもらえる人がいる世帯が就学前児童の世帯で80%、小学生の世帯で77%と高いことがわかりました。

祖父母との同居率

	祖父		祖母	
	前回	今回	前回	今回
就学前児童保護者	11.7%	15.7%	15.7%	17.6%
小学生保護者	20.6%	11.4%	27.9%	20.5%

資料: アンケート調査

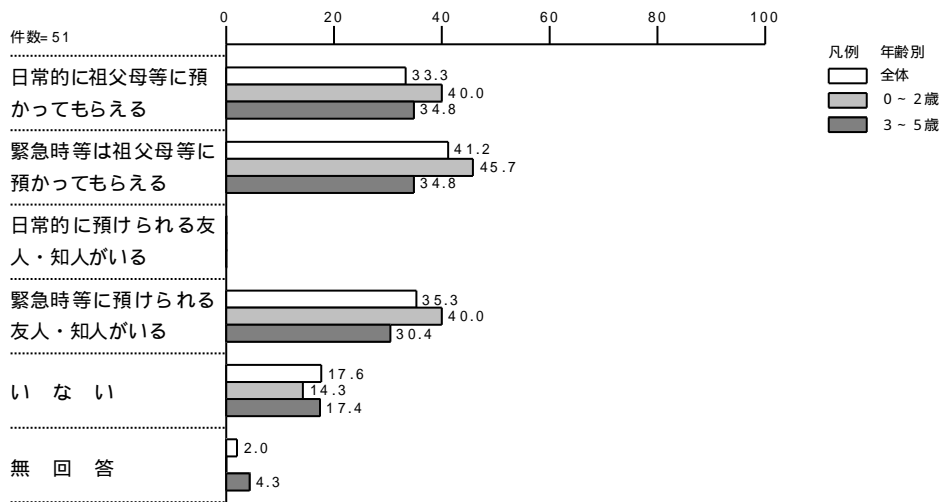
居住地区(無回答は除く)

		幌延市街	北進・下沼 ・字幌延	上幌延・ 開進・雄興	問寒別 市街	上問寒・中 問寒・問寒 別
就学前児童の世帯	前回	67.1%	7.1%	2.9%	14.3%	7.1%
	今回	80.4%	13.7%	0.0%	5.9%	0.0%
小学生の世帯	前回	56.7%	10.3%	4.1%	11.3%	17.5%
	今回	63.6%	6.8%	6.8%	9.1%	11.4%

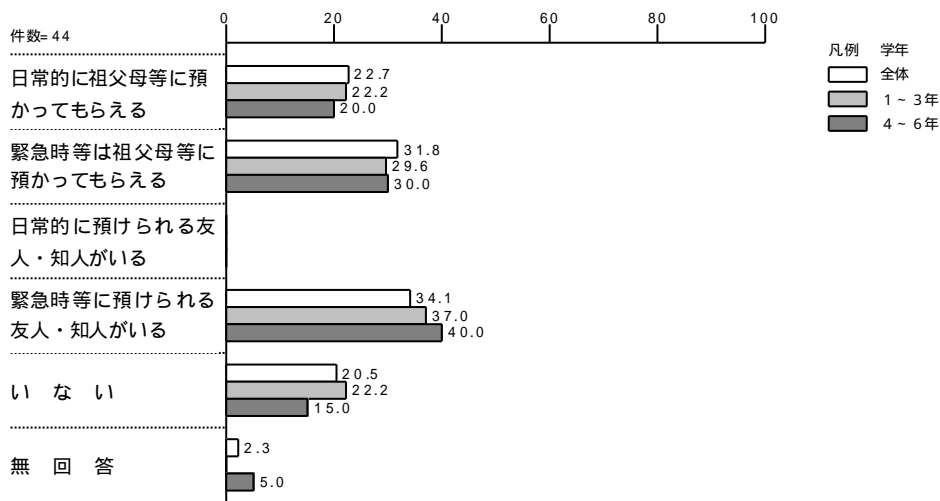
資料: アンケート調査

祖父母・親戚の近居の状況

日頃子どもを預かってくれる人〔％・複数回答〕



日頃子どもを預かってくれる人〔％・複数回答〕



資料: アンケート調査

育児支援者の有無

	預かってくれる人あり	預かってくれる人なし	無回答
就学前児童の世帯	80.4% (41件)	17.6% (9件)	1件
小学生児童の世帯	77.3% (34件)	20.5% (9件)	1件

資料: アンケート調査

親の就業状況

就学前児童の世帯よりも小学生の世帯のほうが、就業率は高まっています。共働き世帯は就学前児童の世帯で37%、小学生の世帯では57%となっています。母親の就業率は、就学前児童の母親で41%、小学生の母親で66%に上昇しており、4～6年生児童の母親は半数が正社員で就労していることがわかりました。

また、現在未就労の母親は、今後「子どもがある程度大きくなったら働きたい」という意見が多くを占めており、就学前児童の保護者で特に多くみられます。このようなことから、現在未就労の母親の就労ニーズ等をふまえて、今後の保育サービス等を検討する必要があります。

保護者の就業状況(世帯数、ひとり親世帯はその他の世帯に含む)

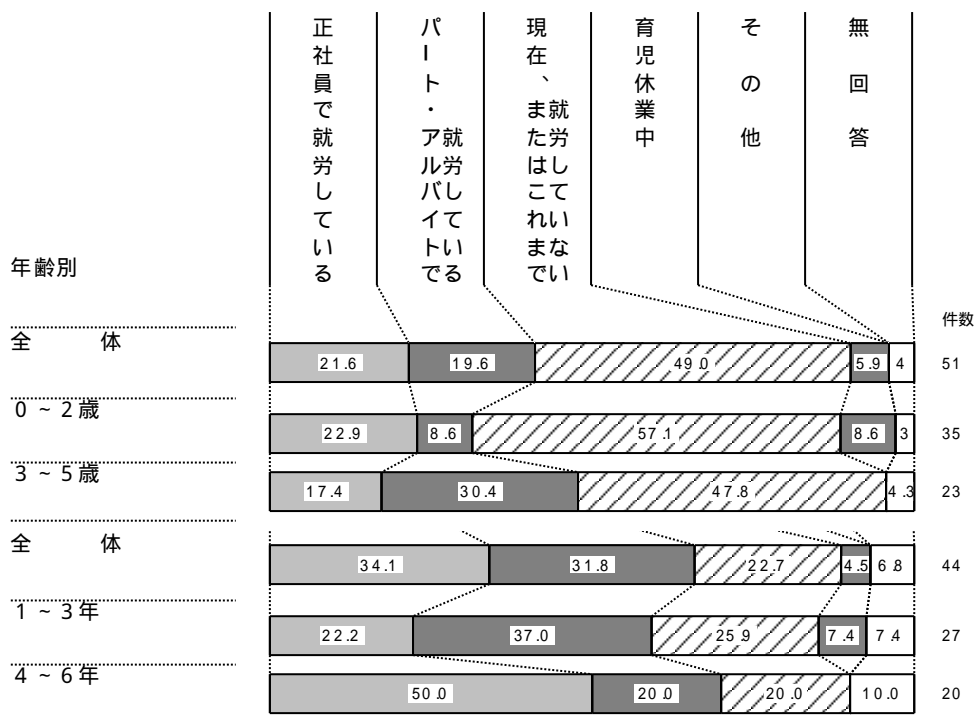
(単位:世帯)

	共働き世帯	非共働き世帯	その他の世帯	合計
就学前児童の世帯	19 (37.3%)	25 (49.0%)	7 (13.7%)	51 (100.0%)
小学生の世帯	25 (56.8%)	9 (20.5%)	9 (20.5%)	44 (100.0%)
全体	44 (46.3%)	34 (35.8%)	16 (16.8%)	95 (100.0%)

無回答を除く。ひとり親世帯はその他の世帯に含む。

母親の就業状況

母親の就労状況〔%〕



資料: アンケート調査

(2) 保育・母子保健

低年齢児は保育サービスを利用していない子どもが多いものの、年齢が上がるとその回答は低下し、保育所利用者が増えています。

保育所に対しては、「衛生対策」「食事・おやつ」「行事」「悩みごと等への相談対応」に対する満足度が高く、今後も同じ場所での保育を希望する回答が多くみられます。

妊産婦健診はほぼすべての母親が受診しており、妊産婦健診や乳幼児健診に対する就学前児童保護者の満足度は、35%が「満足」、49%が「ふつう」と回答しており、「不満」という回答は前回(21%)よりも低くなっています。一方で、妊娠中は「病院が遠くて困った」という意見が前回同様多く回答されています。

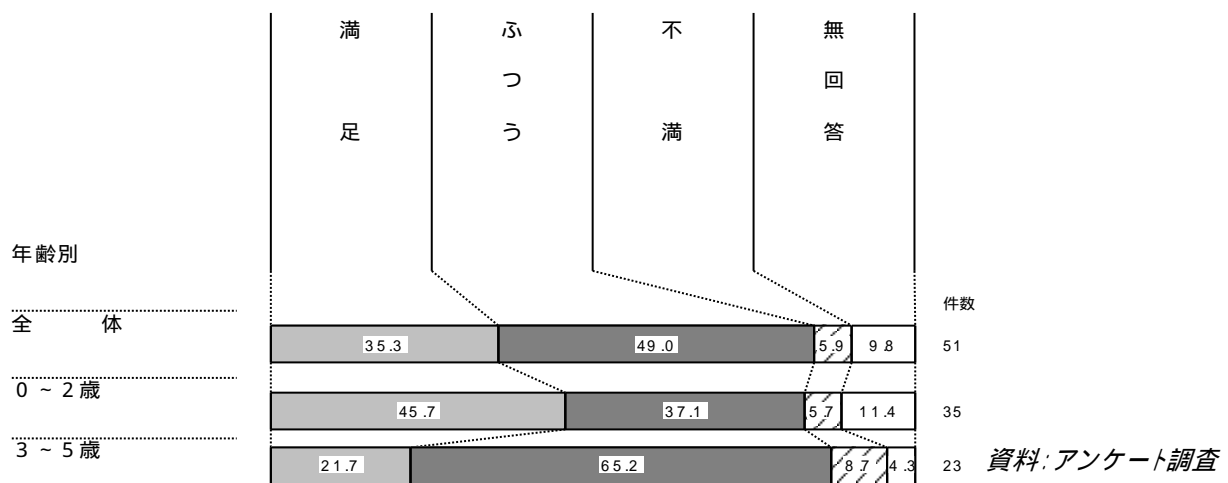
就学前児童の保育サービスの状況

		通常利用している保育サービス(%・複数回答)						
		全体	中央保育所に通っている	問寒別へき地保育所に通っている	事業所内保育施設を利用している	その他保育サービスを利用している	保育サービスは利用していない	無回答
年齢別	全体	69 100.0	25 36.2	4 5.8	- -	- -	31 44.9	9 13.0
	0歳	15 100.0	- -	- -	- -	- -	10 66.7	5 33.3
	1歳	12 100.0	5 41.7	- -	- -	- -	7 58.3	- -
	2歳	12 100.0	5 41.7	- -	- -	- -	6 50.0	1 8.3
	3歳	15 100.0	4 26.7	2 13.3	- -	- -	8 53.3	1 6.7
	4歳	6 100.0	5 83.3	- -	- -	- -	- -	1 6.7
	5歳	9 100.0	6 66.7	2 22.2	- -	- -	- -	1 11.1
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

資料: アンケート調査

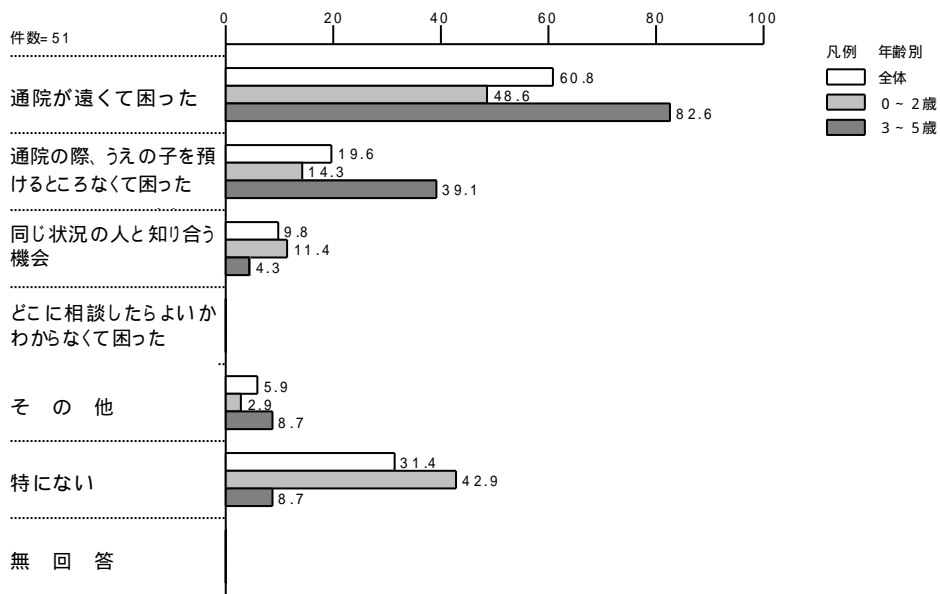
妊産婦健診・乳幼児健診の満足度

妊産婦健診・乳幼児健診の満足度 [%]



妊娠中に困ったこと・ほしかった制度

妊娠中に困ったこと・ほしかった制度〔％・複数回答〕

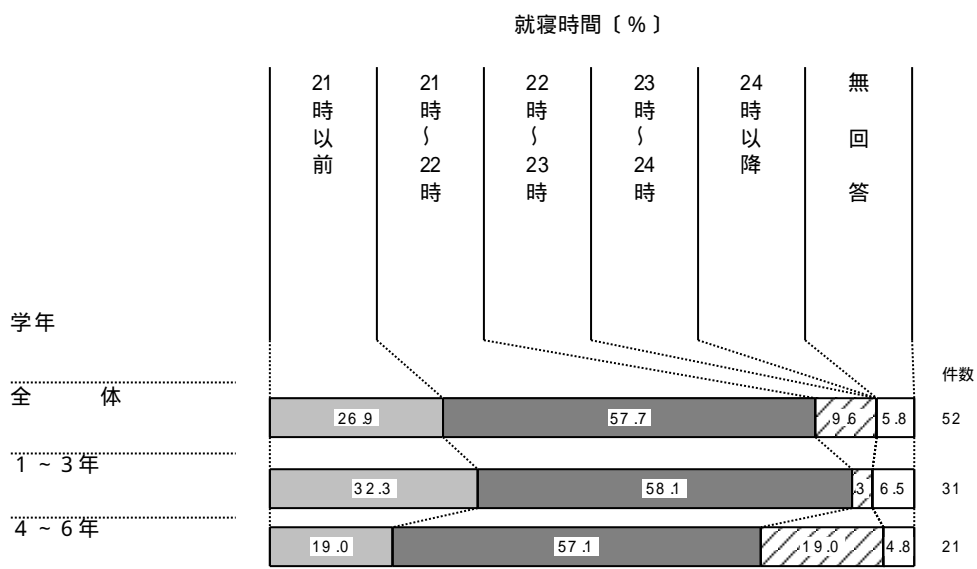


資料: アンケート調査

(3) 小学生の日常生活

小学生の92％が朝食を(ほぼ)毎日食べると回答しています。また就寝時間は「21～22時」が58％と多いものの、学年があがると遅い時間に回答が移行する傾向がみられます。そして、小学生の日常生活で、夜は早く寝てほしいと感じている保護者が43％みられました。

就寝時間



資料: アンケート調査

(4) 子育ての相談・情報提供

子育てに関して現在困っていることが特にないという回答は、就学前児童保護者で65%、小学生保護者で71%でした。子育て等の悩みや不安を主に配偶者や親族に相談していることがうかがえるとともに、3歳以上では保育先の保護者仲間、小学生では学校等の保護者仲間も相談先として回答が増えています。また、相談先には、就学前児童・小学生の保護者とともに、同年齢の子どもをもつ者同士の情報交換の機会を希望する回答が多くみられます。

子育てに関して現在困っていること

(単位: 上段: 件、下段: %)

	現在困っていること(%・複数回答)												
	全体	困っていることはない	配偶者や家族と育児・教育方針が違う	育児の協力が得にくい	不安定な収入	経済観念が違う	家での会話が少ない	親族との付き合い方	失業	転職	家族や兄弟の病気や障害	その他	無回答
就学前児童保護者	51 100.0	33 64.7	3 5.9	3 5.9	2 3.9	1 2.0	2 3.9	3 5.9	1 2.0	- -	3 5.9	2 3.9	4 7.8
小学生保護者	44 100.0	31 70.5	1 2.3	- -	1 2.3	1 2.3	1 2.3	2 4.5	1 2.3	1 2.3	- -	2 4.5	5 11.4

資料: アンケート調査、回答がなかった選択肢は除いている

相談先に希望すること

(単位: 上段: 件、下段: %)

	相談先に希望すること(%・複数回答)										
	全体	専門的な相談機関の充実	子供に関わるすべての相談ができる総合的な窓口の設置	電話相談など匿名で相談できる機関の充実	身近な地域で気軽に相談できる場所	同年齢の子どもを持つ者同士の情報交換の機会	子育て経験者による相談の機会	家庭に訪問して行う相談	その他	特にない	無回答
就学前児童保護者	51 100.0	14 27.5	10 19.6	10 19.6	14 27.5	22 43.1	9 17.6	3 5.9	1 2.0	11 21.6	1 2.0
小学生保護者	44 100.0	9 20.5	10 22.7	9 20.5	9 20.5	16 36.4	5 11.4	- -	- -	8 18.2	3 6.8

資料: アンケート調査

(5) 子育て支援関連施策

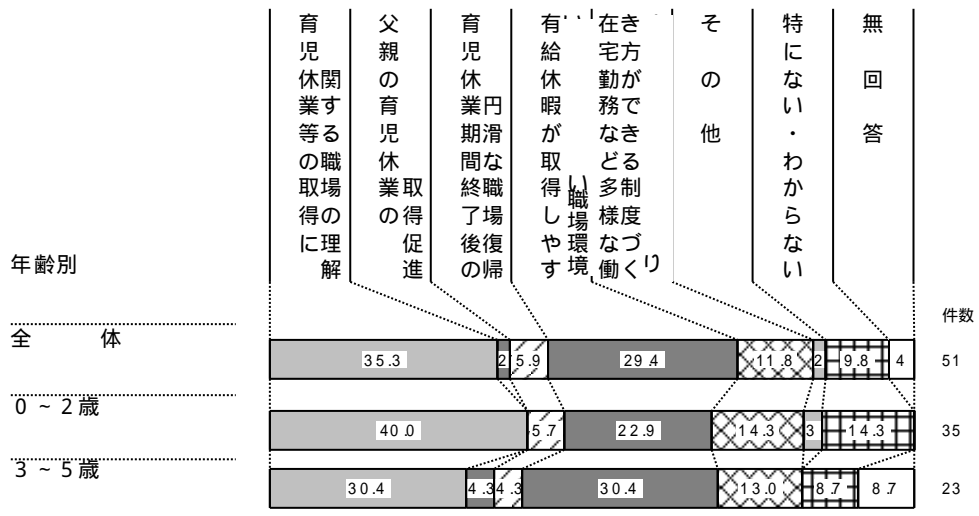
5年前と現在の子育て支援サービスの変化については、「わからない」という回答が多くを占めるものの、「良くなったと思う」が就学前児童保護者で22%、小学生保護者で36%回答されており、放課後児童クラブや放課後子ども教室、妊産婦健診などの取組みが主な内容として回答されています。

子育て支援の充実で期待することについては、前回と同様の傾向がみられ、「保育費用の負担軽減」と「医療体制の充実」などが多く回答されています。「認定こども園」は就学前児童保護者で28%回答されています。

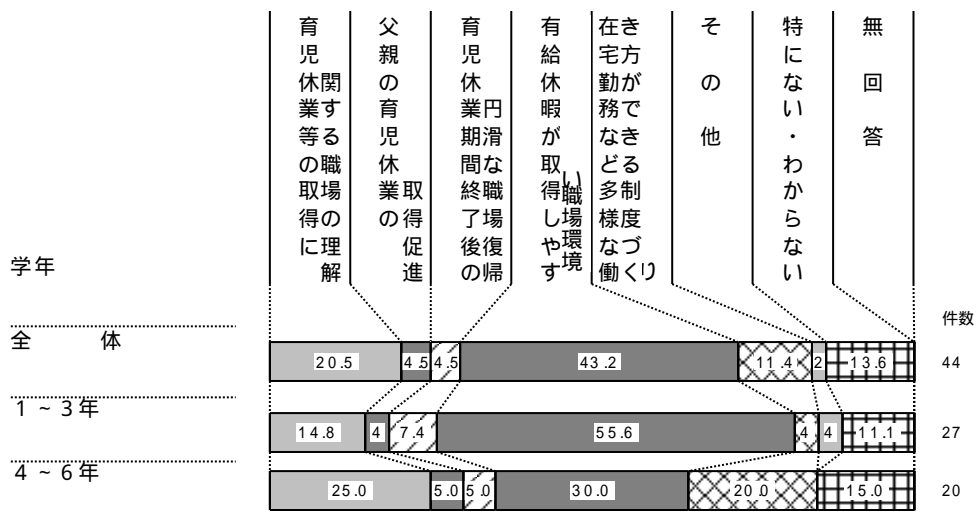
仕事と子育ての両立に向けては、就学前児童保護者では「育児休業等の取得に関する職場の理解」が、小学生保護者では「有給休暇が取得しやすい職場環境」が必要という意見が多くみられます。

仕事と子育ての両立に必要なこと

仕事と子育ての両立に必要なこと〔%〕



仕事と子育ての両立に必要なこと〔%〕



資料: アンケート調査

3 . 計画のめざすもの

【1】基本方向

(1) 基本とする考え方

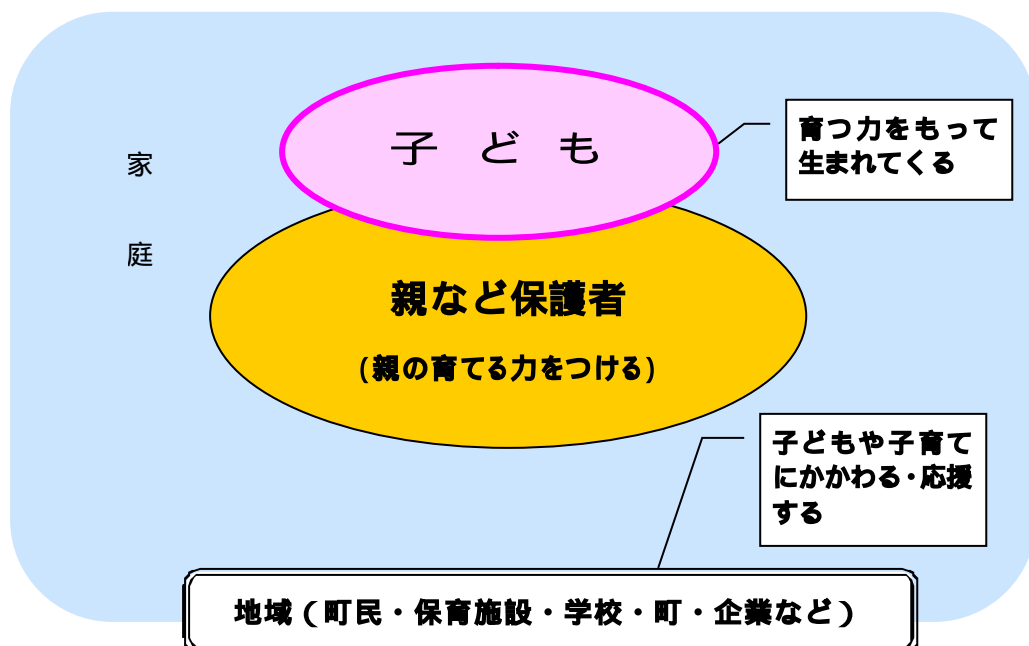
基本理念

次世代育成支援対策の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と示されています。

子どもは生まれながらにして育つ力をもっており、それを親の子育て力で引き出し、伸ばしていくことが心身の成長につながります。また、幌延町でも核家族化の進行や転勤等で幌延町に住む町民もみられ、近くに育児支援者がいないことで、子育てに不安と孤立感を感じる場合もあると思われます。また、親になるまで乳幼児と接する機会が減り、自然に親が子育て力を養うことや親の自覚をもつ機会が乏しくなっているといえます。だからこそ、地域のふれあいや親同士のつながりが重要であり、それが子どもとの関係や子どもの育ちに大きな影響があると考えます。

幌延町のめざす次世代育成支援対策の方向は前期計画を継承し、子どもを真ん中に親など保護者との家庭を基本に、町民や保育施設・学校・行政・企業などの地域が親子の育ちにかかわり、幌延町の子どもがのびのび育つことが目標です。

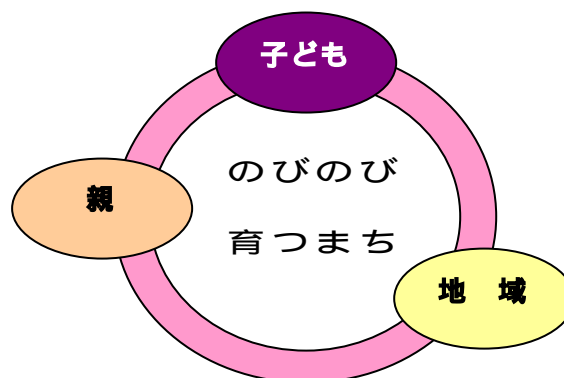
幌延町のめざす次世代育成支援の概念図(子どもと保護者・地域の関係)



そして、今後次世代育成支援を町全体で推進する上で、共通の基本理念を設定して取り組んできました。後期計画においても、子どもと保護者が向かいあい、子どもと子育て家庭にかかわりあう地域で、子どもと親がのびのび育ち、地域も温まる幌延町をめざします。

幌延町のめざす次世代育成支援のテーマ(基本理念)

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ



基本視点

基本理念を実現するための各種施策・事業を推進する際に、以下の視点をすべての場面で想定し、これらをふまえて取り組みます。特に、子育て支援は、親のためではなく、子どものためになる子育て支援をするという認識を深めていけるように努めます。

基本視点

子どもの育ちの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、「子どもの権利条約」及び「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づき、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな成長を支援します。

サービス利用者の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取組みが求められます。利用者の満足度が高まるように、サービスの質の向上を重視します。

地域で支援する視点

次世代育成支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体の共通の課題であり、協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用の視点が必要です。

すべての子どもと家庭への支援の視点

すべての子どもと家庭への支援という視点で推進します。

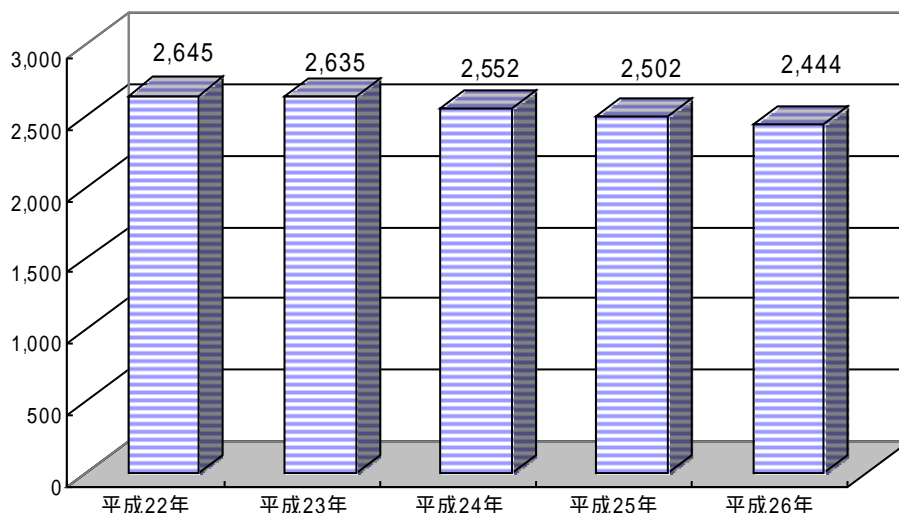
(2) 計画期間の推計人口

計画期間の人口をコーホート変化率法により、近年の平均変化率を用いて推計すると、平成22年が2,645人、平成23年が2,635人、平成24年が2,552人、平成25年が2,502人で、目標年度の平成26年は2,444人と、緩やかな減少傾向で推移することが見込まれます。

男女別年齢別の人口分布を平成21年の実績と目標年度である平成26年の推計人口では、高い年齢層に人口が分布していくことが見込まれます。

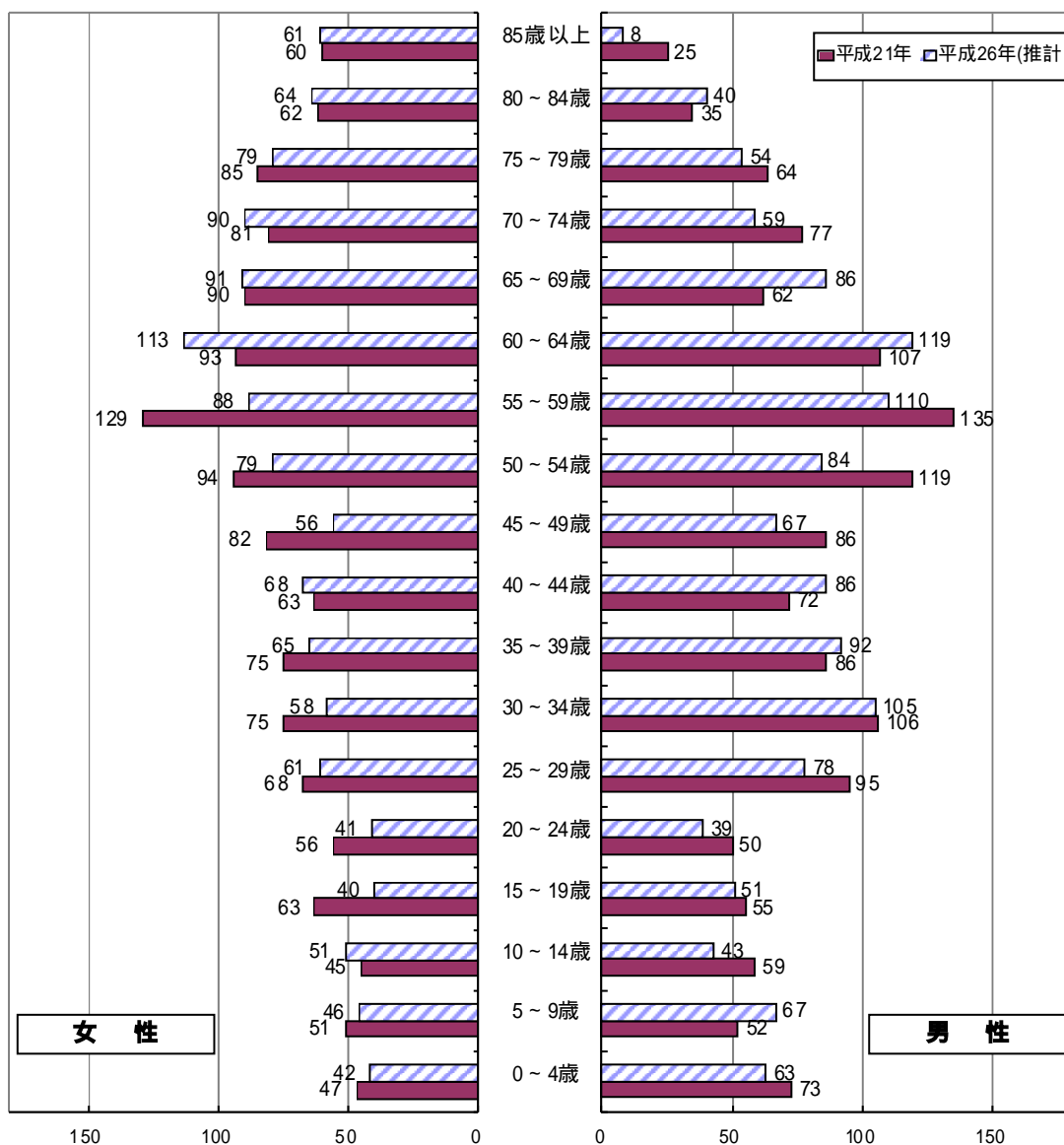
計画期間の推計人口

(人)	総人口		
	男性	女性	
平成21年4月	1,358	1,319	2,677
平成26年(推計)	1,251	1,193	2,444



平成 21 年(実績)と平成 26 年(推計) 4 月 1 日の男女別・年齢別の人口分布

(単位: 人)



国の次世代育成支援対策指針に基づきコーホート変化率法(3年平均変化率)で推計

17歳以下の児童数も減少傾向が見込まれ、平成22年は397人、平成23年は387人、平成24年は381人、平成25年は371人で、目標年度の平成26年は363人と推計され、計画期間に30人強の減少が見込まれます。総人口に占める割合は15%程度で推移することが見込まれます。

計画期間の推計児童数

(単位: 人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～5歳	142	143	135	127	128
6～11歳	130	122	133	139	130
12～17歳	125	122	113	105	105
合計	397 (15.0%)	387 (14.7%)	381 (14.9%)	371 (14.8%)	363 (14.9%)

()は総人口に占める割合

(3) 基本目標

幌延町のめざす次世代育成支援を実践する各種施策・事業については、4つの分野で目標を設定して取り組みます。

子どもの育ちにあった母子保健の推進

親が安心して妊娠・出産を迎え、子どもが健やかな発育・成長ができるように、健診や保健指導・相談など、親子それぞれにきめ細かな保健支援ができるように充実を図ります。

子どものためになる子育て支援の充実

親が子どもに愛情をもって接し、楽しく子育てして、子どもが安心してのびのび育つことができるように、子どものための保育サービスや親の子育て力を高める子育て支援サービスをめざします。

また、中央保育所の老朽化と保育ニーズをふまえ、平成26年度を目標に、認定こども園を設置し、一時保育の実施や子育て支援センターの設置など子育て支援の拠点としての機能を拡充して子育て支援サービスの充実を図ります。

子どもと大人が学び成長する環境の向上

地域を想うおおらかな心と生きる力を伸ばし、成長できるように、教育環境の充実や地域がかかわりながら体験や学習活動、スポーツ活動を推進します。

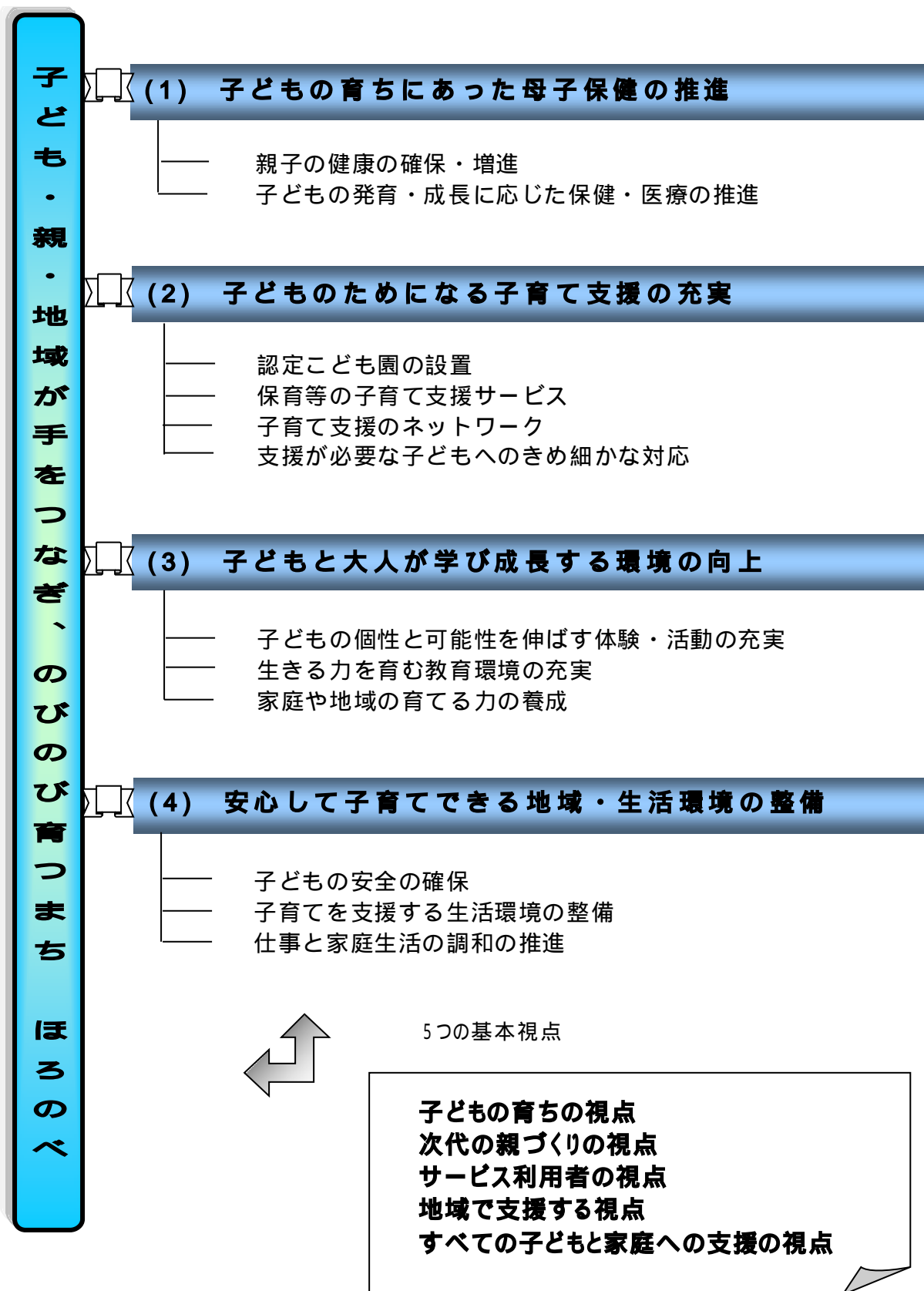
安心して子育てできる地域・生活環境の整備

地域が子どもたちの育ちにかかわり、安心して親子が生活できるように、生活環境の向上をめざします。また、子どもと世帯で問題を抱えていたり、支援が必要な親子が、心地よい幌延で生活を継続できるように、適切な対応ができる体制を整備します。

【2】施策の全体像

基本理念

4つの基本目標



4 . 子ども・親・地域が手をつなぎ のびのび育つまち ほろのべ 行動計画

【1】子どもの育ちにあった母子保健の推進

現状と課題

若年層からの生活習慣の乱れ、妊娠中または産後働く母親の増加、妊娠までに乳幼児とふれあう機会が少ないなど、妊娠・出産に対して不安をもつ親が増えている。転入してきた場合などや、近くに育児支援者がいない、第一子の場合などは特に子どもの発育・成長、子育てに関する不安感も強く、就学前児童の保護者は悩みや負担感が大きい。そのような中で、子育ての相談や親子が集う場に参加することで不安感が軽減される。

乳幼児から思春期まで、成長過程にあった心身の育ちの支援が必要である。

乳幼児とふれあう機会が少なくなり、乳幼児にふれたことがない中高生が増えており、生命の尊さを感じる機会として、また次代の親を育てるという点から取り組む必要がある。しかし、思春期保健の講座等は参加者を確保していくことが難しい。

子どもの育ちを支援するため、個々の状況に配慮した健診と相談に努めており、大半の子どもが受診・利用している。今後は指導・支援が必要な親子への対応力を高めていくことが課題である。

取組み方針

- (1) 妊娠から出産までの不安を軽減し、育児に向かう準備を支援します。きめ細かな健診・相談・その後のフォローに努め、親子の健康の確保・増進を図ります。
- (2) 子どもの健やかな発育・成長を支援するため、健診・相談を充実します。
- (3) 子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を目標に、母子保健活動の充実を図ります。また、医療機関と連携しながら救急体制の周知を図ります。

(1) 親子の健康の確保・増進

妊娠届けをきっかけに、親子の心身の健康を確保・増進するため、健診、保健指導、健康相談・健康教育をはじめ、親子の仲間づくり、子育て支援事業を、利用者の状況把握、事業の関連性をふまえてきめ細かく推進し、幌延町の子どもを育ちを支援します。

安心して妊娠期を送るための保健指導、仲間づくりから、子どもが誕生してからの乳幼児健診、必要に応じたフォロー、情報提供や相談、子育て支援活動に多くの親子の参加が促進されるように、参加者の状況やニーズを把握しながら、フォロー体制の充実を図ります。

主な施策・事業

母子健康手帳の交付・妊婦への保健指導		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
妊娠届出により母子健康手帳を交付し、妊娠期からの母子保健事業の紹介及び相談に対応している。毎年度 25 人前後に交付。妊婦健康診査への助成は、平成 20 年 2 月から 14 回、9 万円を限度として助成(償還払い)	交付は保健師・栄養士で担当。面接・アンケートを通し、必要な援助方法を考え、妊娠期を支援する。 妊婦健康診査は、国からの補助が平成 22 年度で終了するため今後町としてどのような対応をしていくのか検討が必要。	保健センター
ほのぼのファミリーセミナー		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
年 4 回程度、妊婦を対象に、妊娠中の過ごし方や出産に向けての正しい知識を伝える場として開催。保健師・栄養士でチームを組み実施。	本・インターネットなど情報を知る機会は多々あり、必要性を認識してもらいにくい面はあるが、出産後の育児のイメージ作り・仲間づくりの機会として、あり方を再検討する。母子健康手帳交付時に、参加の呼びかけをしていく。	保健センター
すくすく健診(乳幼児健診)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
月 1 回 4、7、10、13 か月児、1 歳 7 か月児、3 歳 2 か月児を対象に健診(身体計測、問診、保健指導、医師の診察、必要に応じて栄養指導)を実施。受診率は 100%。	子どもの成長・発達の確認のため月齢に応じた教材や指導方法の検討・導入を行う。 対象人数が多い場合は、健康相談での対応なども検討し、持ち時間が少ない中で、子どもの成長発達確認の場・母の育児不安解消の場となるように実施する。	保健センター

すくすく歯科検診			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
1歳4～7か月、2歳10か月～3歳2か月の対象児に個別通知をして受診を勧奨し、年4回実施。平成20年度受診率は3歳児93.1%、1歳6か月児96.4%。3歳児で歯のない子どもの割合63%。	1歳6か月・3歳児健診の歯科部門をすくすく健診と別日程で実施しているが、働く母の増加に伴い、2回の受診は負担になるのか、未受診が増えてきている。	1歳6か月・3歳児の歯科検診を町立歯科医院(診療所)に委託して実施する。	保健センター
5歳児健康相談			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
5歳児を対象に、身体測定、聴力検査、尿検査、問診、保健指導、栄養指導、言語チェックを実施。年5回実施。受診率100%。	必要なケースに関係機関と連携しながら適切な事後フォローに努める必要がある。	子どもの自立に向けた生活習慣、5歳児としての到達度等を親子で確認する機会として、関係機関と連絡調整をとりながら、効果的な機会になるよう実施していく。	保健センター
健康支援や療育に関する指導・相談・情報提供(すくすくきっず)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
相談は随時実施。保健師・栄養士で対応できない部分は専門家に相談・確認しながら対応。平成20年度から専門家にアドバイスを求める機会として、「すくすくきっず」を年4回(1回2日間)実施。	適切な対応の継続的な実施が必要である。	適切な対応の継続。専門家と連携をとりながら適切な対応をしていけるよう努める。 すくすくきっずは、発達・離乳食など心配なことを気軽に相談できる場所として利用してもらえるように、健診時などに周知を図る。	保健センター
予防接種			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
予防接種法に基づき、流行性疾患の予防を図るため、定期予防接種を実施している。個別の接種状況に応じ適時受診勧奨を実施。	麻しん・風しん混合ワクチン第3期・第4期の徹底を図ることが必要であり、接種時期の再検討が課題である。未接種者の固定化がみられ、受診勧奨をしてもなかなか接種に結びつかない。	事故防止と適切な時期に接種ができるよう、個々の接種状況に応じ、個別周知する。 麻しん・風しん混合ワクチン第3期・第4期は、接種しやすい時期を検討しながら、接種率100%をめざす。	保健センター

(2) 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

乳幼児期から思春期を迎える子どもの成長過程にあった保健活動が重要です。これは、子どもが大人になって親になること、次世代の親を育てるという点からも大切なテーマです。子どものうちから望ましい食習慣を身につけられるように、地域の協力を得ながら地域で考える食育を継続して推進します。

また、夜間・休日などの救急体制については、子育て家庭の不安が大きいことから、小児救急医療電話相談事業（#8000）の周知を図りながら、町立病院と近隣医療機関の連携を深め、情報提供等に努めます。

思春期保健活動については、学校での取組みを中心に推進し、担当課と学校で連携を図りながら取り組みます。

主な施策・事業

もぐもぐスクール(離乳食教室)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
乳児と親を対象に、年6回、ミニ講話や取り分け離乳食、情報交換の内容で実施している。	試食の場面を活用し、口腔機能の発達を見ていけるよう、口腔機能の発達に応じたアドバイスができるようスタッフの研鑽が課題である。	内容の検討を行いながら、年6回継続する。 調理実習時など参加者が多い場合等のスタッフ確保(協力員)方法を検討しながら、参加する母が安心して参加できる体制づくりを進める。	保健センター
離乳食訪問			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
生後3か月児とその保護者(主に)初産婦に、離乳食の進め方や離乳食づくりのコツを訪問して指導。授乳・離乳ガイドに沿った内容で説明を行い、離乳食作りのイメージを持ってもらっている。	新生児訪問時に、離乳開始前に果汁を与える必要がないことを伝えているが、訪問時すでに果汁を与えていることがあるので、徹底が必要。	基本的には初産婦のみの訪問だが、経産婦に対しても状況や希望によって実施する。 離乳食レシピを配布し、離乳食作りのイメージを持ってもらうように実施する。	保健センター

親子手作りおやつ教室(ばくばくきっず)・こども料理教室			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
親子手作りおやつ教室(ばくばくきっず)は保育所入所前の親子を対象に、調理実習を年2回(6・11月)開催、こども料理教室は小学5・6年生を対象に年1回開催。	「親子手作りおやつ教室(ばくばくきっず)」は参加者が多く調理器具の数や種類が不足し、メニューが制限される。 こども料理教室は年々参加者が減少している。	「親子手作りおやつ教室」は参加希望者の多い教室であり、継続して開催する。その場限りでなく家でも作ってみたいと思う内容にしていく。 「こども料理教室」は毎年2～3名の参加と少なく、今後参加希望者が減少するようなことがあれば継続するか検討する。	保健センター
小学校での食育の推進			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
幌延小はふれあい給食会を実施(1年生7月・6年生3月)。問寒別小中学校はふれあい給食会を実施(全学年)し、児童や保護者に望ましい食生活の啓発を行っている。	肥満傾向の児童がみられる。	肥満傾向の児童への食習慣改善を図る。 「早寝 早起 朝ごはん運動」の啓発、望ましい食生活についての啓発を継続して行う。	教・総務学校G
「給食だより」(月1回発行)により、基本的な食生活の啓発。栄養士が各学級の給食時間に巡回指導を行っている。	食育に関する啓発は継続して必要といえる。	食育に関するPR紙を配布するとともに、総合的な学習の時間を利用した講義等の開催を図っていく。	学校給食センター
問寒別地区食生活改善推進協議会			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
母と子の料理教室を年1回実施。平成21年度はおひさま子育て会と合同で実施した。	参加者の固定化がみられる。	小・中学生が対象だが、子ども数が減少しているため、今後、対象・内容の検討を行いながら実施する。	保健センター

思春期保健対策			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
子ども自身が食べ物を選ぶ力をつけることを目的に、中学生等を対象に、「ティーンズクッキングクラブ」を予定したが、参加希望者がなく、中止した年度がある。	参加者の確保が課題である。	要望があれば再開していきたいが、今のところ予定なし。	保健センター
各学校の保健や総合的な学習の授業の中で、薬物乱用防止、飲酒・喫煙の防止、性に関する指導を行っている。	保健センターとの連携を図ることが課題である。	保健センターとの連携を図り、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止、性に関する教育などの思春期対策を推進する。	教・総務 学校 G
夜間・休日の小児救急などの対応、情報提供			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町立病院では夜間・休日の救急診療に対応している。	対応できない場合は市内の医療施設等に依頼しており、広域的な視点で救急診療体制と連携強化が必要である。	夜間・休日の救急診療を実施するとともに、第2・3次救急医療機関との連携強化を図る。	町立病院
保健センターでは随時、電話・来所相談等に対応。必要に応じ、情報提供・小児科受診勧奨の実施	相談等に適切に対応していくことが重要である。	継続して適切な対応に努める。 小児救急医療電話相談（#8000）について周知を図る。	保健センター
町立病院(診療所)整備事業			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町立診療所実施設計を策定。医療機器等の購入を図っている。	町立診療所の充実を図っていくことが求められる。	平成23年度を目標に町立病院(診療所)(医科19床)を整備する。 医療機器等の購入、薬局の院外化など医療体制の充実を図る。	町立病院
町立歯科医院(診療所)整備事業			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町立歯科診療所の建設について検討・推進している。	町立病院の診療所化に伴い、歯科診療所の建設が、課題となっている。	平成23年度を目標に町立歯科医院(診療所)を整備する。	町民課生活環境 G

【 2 】 子どものためになる子育て支援の充実

現状と課題

町の保育施設は中央保育所を中心に、へき地保育所で保育を実施している。随時入所を受け付け、保育所では食生活や体験など多様な保育内容を取入れている。へき地保育所は改築したものの、中央保育所は利用者が増加傾向であるとともに、老朽化も進んでいる。通常保育の利用者が多く、一時保育等の預かり保育の実施が難しい。

急用の場合なども含め、身近に子育てを手伝ってくれる人がいない、子育てのことを気軽に相談できる人がいない、近所に同年代の子どもがいないことで、「孤育て」が不安を増大させる傾向がある。これは特に保育所に通う前の子どもと子育て家庭で多く、保育や子育て支援に関するニーズは高まると考えられる。

地域での子育て支援活動が広がりを見せており、就学前の子どもだけでなく、小学生のふれあいや地域での遊びの場としても子どもの居場所が求められている。前期計画期間中に放課後児童クラブと放課後子ども教室を開始している。

児童虐待、家庭問題などで支援やかかわりが必要な親子の増加が見込まれる。これまでのネットワークを「幌延町要保護児童対策協議会」に拡充し、さらなる体制と対応力、ネットワークを図っていくことが課題である。

取組み方針

- (1) 就学前児童の家庭以外の保育場所として、保育施設での様々な体験や生活習慣の定着を図ります。中央保育所の老朽化と利用者の増加をふまえ、また、保育サービスと子育て支援の拠点として、認定こども園の設置をめざします。
- (2) 地域の子育て活動、親子の居場所の確保、子育てに関する情報など、子育て支援のネットワークを広げます。
- (3) 様々な課題を抱え、支援が必要な親子を支援する体制のネットワーク化をさらに進めます。

(1) 認定こども園の設置

就学前児童の日常生活の場として、中央保育所の老朽化及び利用者の増加に対応するため、平成26年度を目標に認定こども園の設置に取り組みます。

認定こども園の設置にあたっては、保育サービスの充実と子育て支援の拠点として役割を検討し、一時保育等の預かり保育の実施、子育て支援センターの設置を推進します。

主な施策・事業

認定こども園の設置			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
認定こども園は就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として平成19年度から制度化された。町内では認定こども園は未設置である。	中央保育所は老朽化が進んでいるとともに、保育ニーズは高まっている。	平成26年度までに認定こども園の設置をめざす。	町民課保健福祉G保育所

(2) 保育等の子育て支援サービス

就学前児童の日常生活の場として、中央保育所と問寒別へき地保育所が利用されています。今後は、認定こども園の設置を推進し、認定こども園での多様な保育サービスの提供体制を確保し、預かり保育や子育て支援センターの実施をめざします。身近な保育の場としてへき地保育所を継続して運営します。保育所ではこれまでも評価シートを活動して自己評価をしており、保育サービスの質の向上を図るための取組みを継続して行います。保育指針の策定、保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定などに努めます。

小学生の放課後過ごす場所、親も安心できる子どもの遊び場として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を開設しています。放課後児童クラブは生涯学習センター完成後はそこで実施していき、安全な放課後の過ごす場の確保と、多様な体験活動の場として利用を促進します。

また、主に就学前の親子が集える場所として、地域子育て支援センターを認定こども園内に確保するとともに、保護者やボランティア等の支えあいの仕組みづくりを促進します。

主な施策・事業

保育所の充実(中央保育所)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
入所は随時受け付けている。平日は17時30分まで開所している。平成21年度は62人が入所。他との連携・協力により、発育や療育に関して適切な保育に努めている。	施設が老朽化している。引き続き、保育所、担当課、地域と連絡協力体制を強化して対応することが重要である。 保育所建替え、就学前児童の保育・教育のあり方及び認定こども園について検討し、保育サービスの充実を図る。 担当課や地域との連携・協力を引き続き強化する。 望ましい食習慣、生活習慣を保育の中で確立できるように、保育内容の充実を図る。	保育所
保育所の充実(問寒別へき地保育所)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
平成21年度6人が入所。他との連携・協力により発育や療育に関して適切な保育に努めている。	継続して実施するが、子どもの減少をふまえ、保育体制の検討を行う。 担当課や地域との連携・協力を引き続き強化する。 望ましい食習慣、生活習慣を保育の中で確立できるように、保育内容の充実を図る。	保育所
保育所での一時預かり		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
保育所入所前の子どもを保護者が就労や急用で養育できない場合に一時的に保育する事業。町内の保育所では未実施である。	認定こども園の設置とあわせて、実施をめざす。	保育所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ運営事業)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
平日の放課後や休業中に保護者が養育できない低学年児童を、放課後児童クラブに指導員等を配置して預かる。平成20年度から幌延放課後児童クラブを開設している。平日は小学校の空き教室で、土曜日・長期休業中は保健センターの2階で実施している。	町と保護者の協働で継続して実施し、利用者の増加を図る。 生涯学習センターにおいて実施する。	町民課 保健福祉G

放課後子ども教室(子どもの居場所づくり事業)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
<p>幌延地区は幌延小学校、問寒別地区は問寒別町民会館を会場に、子どもたちが安心して安全に参加できるようスタッフを配置して、週1回、年40~50回開催している。見守りや様々な遊びを通して異年齢の友達や地域の大人との交流を深める放課後の子どもの居場所づくり事業として実施している。</p>	<p>継続して実施し、今後も社会教育上のねらいをふまえ、子どもの居場所づくり事業として展開を図る。</p>	<p>教・社会教育 G</p>
乳幼児医療給付事業		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
<p>満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの方を対象に、入院及び通院にかかる医療費から自己負担額を控除した額を給付及び小学生を対象に入院にかかる医療費から自己負担額を控除した額を給付している。児童手当特例給付に準拠した所得制限がある。平成20年度は167世帯244人に給付。</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>町民課生活環境 G</p>
子ども手当(児童手当)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
<p>これまでは児童手当として小学校6年生までの子どもを養育する保護者に支給されてきたもので、町広報にて周知を図っている。</p>	<p>国の制度変更により、中学校修了までの子どもを対象に子ども手当を実施する。 町広報で周知を図る。</p>	<p>町民課保健福祉 G</p>

(3) 子育て支援のネットワーク

親子の育ちには、側面的な支援やソフト的な支援が不可欠であり、これらを充実することにより、不安の軽減につながります。これまでも広報等を活用した情報提供はきめ細かく行ってきており、今後は様々な広報手段と発信元から新しい情報や取組みを紹介し、きめ細かな子育て情報の提供に努めます。

また、地域ぐるみの子育て支援活動として、保健センターでの育児くらぶやおひさま子育て会、遊びの広場、へき地保育所の施設開放などを開催し、多くの子どもが集まり、親同士また地域の人たちとのネットワークが形成されるようになってきました。このような地域の子育て支援活動に多くの親子が参加し、地域がかかわりあいながら、子育て支援のネットワークを広げていけるように、今後は認定こども園において地域子育て支援センターの設置、園庭開放（なかよし保育）の実施をめざしながら、地域での子育て支援活動の場を確保し、参加を呼びかけます。

主な施策・事業

子育て情報の提供		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
町広報誌（月1回）や町ホームページ等で福祉制度や利用方法等を掲載している。	今後も必要な情報提供や制度改正に伴う情報の更新に努める。 町ホームページの「くらしの便利手帳」を有効活用する。	町民課保健福祉G
保健センターでは各事業や講座等の機会を活用して情報を提供している。	継続して適切な対応に努める。	保健センター
保育所ニュース年2回発行（10・2月）、子育てセミナー、広報誌に年1回掲載。	継続して実施する。	保育所
子育てセミナー		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
家庭や地域、担当職員が正しい知識を学び、理解する場となるように、年に1・2回、専門家による講演会を開催。	対象・講座の内容等を再検討し、平成23年度以降の実施を考える。	保健センター

育児くらぶ・おひさま子育て会・遊びの広場・なかよし保育などの地域の子育て支援活動			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
育児くらぶは、保育所入所前の乳幼児と親を対象に、在宅保育士が遊びの場を開設している。	乳児からの参加もあり、参加者の月齢に幅が大きい ため、内容・展開方法などが難しい面がある。年々参加者は増加している。	平成 21 年度から年 12 回に回数を増やして実施しており、平成 22 年度からは年 6 回親子体操を取り入れて実施する。 方向性・内容、体制等を再検討しながら継続して実施する。	保健センター
おひさま子育て会遊びの広場が問寒別町民会館で週 1 回開かれており、年 3 回で小学生を含めて放課後に在宅保育士が遊びの場をつくっている。	子ども数の減少により、小学生と就学前児童と一緒に 行っており、年長の子が世話をしたり、仲良く参加できている。	在宅保育士による遊びの提供は中止。主任児童委員が中心となり、週 1 回開催継続。	保健センター
遊びの広場は保健センターで事業のない日の午前中に就学前の親子の集まる場として開放している。平成 20 年度は 84 回、延 1,931 人が利用。	開放日は 80 回程度で、他の事業開催等もあり、日数の確保が難しい。	開放日の確保と、開放日の案内に努め、継続して実施する。 参加時に注意事項を提示するなど安心して遊べる場となるように働きかける。	保健センター
保育所に通う前の子どもと親が集まる場として保育所の施設開放を「なかよし保育」として定期的 に開催してきた。問寒別地区は毎週月曜日に実施しているが、中央保育所は児童数が増加したため中止している。	中央保育所での実施は通常保育利用者が多いため難しい。	中央保育所での実施については認定こども園の設置とあわせて検討する。 問寒別地区はへき地保育所で就園前の子どもの遊び場として継続して実施する。	保育所
子育て支援「ひまわり会」のパンフレットを役場窓口・保健センター・保育所等に配置し、周知を図っている。	引き続き周知等の支援を行うことが課題である。	引き続き周知等の支援を行う。	町民課保健福祉 G

(4) 支援が必要な子どもへのきめ細かな対応

子どもが直面する心の問題、児童虐待や家庭環境など複雑な課題を抱える家庭、障害がある子どもなど、かかわりと支援が必要な子ども・家庭への対応については、児童相談窓口を町民課に設置して相談に対応します。さらに、子どもサポート相談会議において、ケース会議や検討などを行うとともに、関係課や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

今後は、「幌延町要保護児童対策地域協議会」を発足させ、関係課及び関係機関との連携を一層強化し、予防対策と対応力の強化を図ります。

身体的・知的などの障害、発達障害のある子どもの療育、保育、教育をはじめとした育ちと成長に応じた自立を支援します。療育体制として留萌北部地域子ども発達支援センターを継続して確保します。

また、母子家庭等ひとり親家庭の状況を把握しながら、自立に向けた適切な制度の周知と利用に努めます。また、必要に応じて総合振興局の母子自立支援相談員につなげるなど、関係機関と連携のとれた対応に努めます。

主な施策・事業

子どもサポート相談会議(幌延町要保護児童対策地域協議会)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
支援が必要な親子への支援能力を高めるために、学校、教育委員会、町民課、保健センター、保育所、民生委員等で構成する「子どもサポート相談会議」を設置して連携を図ってきた。毎年総会を開催し、ケース会議を行いながら、連絡・連携体制を確認しあっている。	学校等担当者が転任した場合の引継ぎが円滑にできるようにすることが課題である。虐待防止の体制強化が求められている。	個々の様々な課題に必要な支援ができるように、子どもサポート相談会議が支援能力を高め、対応できるように連携を強化する。 特別支援教育連携協議会との連携を強化する。 要保護児童対策地域協議会を発足し、児童虐待の防止及び保護の体制づくりに取り組む。	町民課保健福祉G
児童相談窓口			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町民課に児童相談窓口を設置している。	相談窓口の存在を町広報誌等で周知していくことが必要である。	子どもに関する総合的な窓口として、児童相談窓口の存在を町広報誌等で周知する。	町民課保健福祉G

児童虐待防止対策			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
虐待予防ケアマネジメント事業(アンケート・ハイリスク者への対応)を継続して実施してきた。	各事業を通して留意しながら把握して対応していくことが重要である。	虐待予防ケアマネジメントを継続して実施し、適切な対応に努める。	保健センター
父母との連絡ノートを交換しており、日常的に口頭で子どもの変化を伝えている。	継続して子どもの状況を保護者と共有できるようにすることが重要である。	連絡ノートの交換と日常的な情報交換に継続して努める。	保育所
町民課に児童相談窓口を設置している。	相談窓口の存在を町広報誌等で周知していくことが必要である。	児童虐待防止に向けて町全体への啓発に努めるとともに、相談窓口の存在を町広報誌等で周知する。	町民課保健福祉G
支援が必要な子どもの保護・対応			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
早期発見・情報提供により適切な対応に努めている。	発見・情報提供により適切な対応を行う。	継続して適切な対応をしていく。	保健センター
療育体制(留萌北部地域子ども発達支援センター)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
療育手帳交付を行うとともに、3町(天塩町・遠別町・幌延町)共同設置による留萌北部地域子ども発達支援センターを運営している。	平成21年度からセンターのスタッフを強化して体制確保に努めており、早期から療育につながるように努めていくことが必要である。	総合振興局移管後も3町による留萌北部地域子ども発達支援センターでの療育指導(児童サービス)を継続して実施する。	町民課保健福祉G
関係機関との連携のとれた療育体制として、子育て相談(巡回児童相談)を年1回、道立施設等専門支援事業を年2回、専門支援事業を年3回実施し、適切な利用が受けられるように調整している。	専門家派遣の職種の減少、1日対応数の減少などサービス内容の枠に制約が生じてきているため、より一層関係機関との連絡調整を密に行うことが必要である。	1日の対応可能数の減少などをふまえ、必要度の優先順位を他機関と連絡調整を行いながら検討し、継続して適切な対応、相談・支援事業の利用につなげていく。	保健センター

障害のある子どもの自立支援			
実施状況・課題	実施状況・課題	今後の取組み	担当課
パンフレットにより障害者自立支援法を周知している。平成 21 年度児童デイサービスの発達支援センター利用者は 11 人。幌延町障害者計画・障害福祉計画に基づき実施している。	障害者自立支援法の制度の周知を図ることが必要である。	引き続き町広報誌やパンフレットにより、制度の周知を図るとともに、国の制度改正に合わせて適切な対応を図る。 幌延町障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害のある子どもの成長段階に沿った自立を支援する施策・取組みを推進する。	町民課保健福祉 G
平成 19 年度から特別支援教育が導入され、特別支援教育連絡協議会を設置した。特別支援教育専門部会議を年 3 回、特別支援教育コーディネーターによる相談事業を年 3 回、研修会を年 2 回開催している。	サポート体制の確立にむけて取り組んでいくことが課題である。	特別支援教育連携協議会を中心とした支援体制の拡充を図る。 個別支援計画の作成等を含め、研修会の場の拡充を図る。	教・総務学校 G
重度心身障害者医療給付事業			
実施状況・課題	実施状況・課題	今後の取組み	担当課
身障 1・2・3 級の方(3 級内部障害に限る)、専門機関で重度の知的障害と判定又は診断された方を対象に、入院及び通院医療費から自己負担額を控除した額を給付、及び精神福祉手帳 1 級の方に通院医療費から自己負担額を控除した額を給付している。特別障害者手当に準拠した所得制限がある。平成 20 年度 2 人給付。	適切な対応に努めていくことが重要である。	継続して実施し、適切な対応に努める。	町民課生活環境 G
不登校対策・立ち直り支援等			
実施状況・課題	実施状況・課題	今後の取組み	担当課
子どもの心サポート相談員を幌延中学校に配置している。管内いじめ・不登校等対策協議会で情報交換を行っている。	相談体制のより一層の充実を図ることが課題である。	学校での子どもの心のケア・サポート相談員の活動を支援するとともに、メール相談等の新しい相談体制を検討する。	教・総務学校 G

母子家庭等の自立支援			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
母子家庭の保育所利用者の保育料については、減免規定を設けて対応している。	継続して実施する。	継続して実施し、対象者の把握と適切な説明などの対応に努める。	保育所
町広報誌等で児童扶養手当制度を周知している。	継続して情報提供する必要がある。	今後も町広報誌、パンフレットにより周知を図る。	町民課保健福祉 G
総合振興局に母子自立支援相談員が配置されている。	必要に応じて、適切な対応ができるようにすることが必要である。	必要に応じて母子自立支援相談員につなぎ、適切な対応が図れるように連携を強化する。	町民課保健福祉 G
ひとり親家庭等医療給付事業			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
ひとり親家庭等の父母及び 18 歳未満の児童(大学等に在学の場合は、20歳に達した日の属する月末まで)を対象に父母には入院にかかる医療費から自己負担額を控除した額を、児童には入院及び通院にかかる医療費から自己負担額を控除した額を給付している。児童扶養手当に準拠した所得制限がある。平成 20 年度 13 世帯 33 人に給付。	継続して実施するとともに、相談等に適切に対応していくことが重要である。	継続して実施する。	町民課生活環境 G

【3】子どもと大人が学び成長する環境の向上

現状と課題

生きる力を育むことを目標に、心身の健やかな成長に、様々な体験や交流が必要と再認識されている。教育内容の充実を図るとともに、体験・交流という視点で、幌延町では地域を知り、交流できるような体験活動を取り入れている。

年齢が異なる子どもや様々な世代の大人と交流する機会が少なくなり、地域社会の一員としての自覚が薄れ、地域にとってマイナス要因と指摘されている。

親と地域の教育力が子どもの育ちに重要であり、親の自覚を高めるための家庭教育が重要視されている。また、学校・家庭・地域が連携して子どもたちにかかわることが地域にも大切なことといえる。

取組み方針

- (1) 地域の人たちに学んだり、幌延町のことを知ったり、異年齢の子どもとかかわるような体験活動や世代間交流活動を活発にして、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばします。
- (2) 学力と体力と人間性を育み、成長できるように、教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭・保護者が一体となって子どもの学びを応援するため、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- (3) 親の子育て力を高める機会となるように、家庭教育や生涯学習を継続して推進します。また、学校・家庭・地域が連携して子どもの健全育成を支援します。

(1) 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

子どもが幌延のことや親のことを知る機会、自然や本に親しみ豊かな人間性を育む機会、異年齢の子どもたちが一緒に活動する機会など、多様な体験・活動の場・機会を設定して参加を促進します。

主な施策・事業

読書活動			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
読書活動の場として、農村環境改善センター内図書室において実施。 現在、読み聞かせ活動は、ボランティアやサークル会員の減少により実施していない。	図書室の利用促進。 ボランティアの募集。	平成23年度の生涯学習センター開館にあわせ、図書室を移設する。 地域の人がかかわりながら読み聞かせなどが行われるよう支援に努める。	教・社会教育G
児童生徒と乳幼児のふれあい			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
幌延小学校と中央保育所との交流会を年3回実施。 問寒別小学校は運動会及び学芸会で問寒別保育所と交流しており、もちつき集会などを実施。 老人クラブが保育所のお遊戯会を参観。	今後も継続して実施する。	今後も継続して交流活動の実施を支援する。	教・総務学校G
中高生の職場体験・職業訓練			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
学習活動の中で、幌延中学校は職場体験を稚内市内8事業所で、問寒別中学校は稚内市内6事業所で実施。	今後も継続して実施する。	職場体験の受入れ先の拡充を図りながら、今後も継続して実施する。	教・総務学校G
児童の職場訪問と親の職場見学			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
幌延小学校は全学年が職場訪問を計9回(消防、こざくら荘・酪農家他)実施。問寒別小学校は3・4年生で計5回(消防、クリーンセンター・農協他)実施している。	今後も継続して実施する。 親の職場を見学する機会の確保について検討する必要がある。	職場訪問については、今後も継続して実施する。 児童の親の職場を見学する機会づくりについて、役場での先行的実施などの可能性を検討する。	教・総務学校G

エネルギー関連施設見学会			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
エネルギーや環境の問題を考える機会として、関係研究機関との連携により、町内の小中高校生を対象に実施してきた。平成 21 年度は茨城県東海研究開発センター見学会を実施し、30 人が参加した。	応募者は毎年度定員を上回っている状況にあり、多くの児童生徒が参加できるような機会の均等を図っていく。	児童生徒が科学への興味とエネルギーや環境問題について認識を深めてもらうため、引き続きエネルギー関連施設の見学会を実施する。	総務課企画振興 G
ふるさと自然体験チャレンジ事業(幌延地区)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
親子・異世代の交流を図る目的で、ふるさとの四季を通じ、自然体験、ボランティア活動などを地域の協力を得ながら実施している。平成 21 年度は、親子など 21 名が登録し、年 6 回開催している。	体験活動の内容は多岐にわたり、工夫と支援してくれる人材の発掘が必要である。	内容と支援者の確保などについて検討しながら、今後も継続して実施する。	教・社会教育 G
親子ふれあい劇場			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
親子ふれあい人形劇や親子ふれあい映画会を開催している。	参加を促進することが必要である。	今後も継続して開催し、参加を促進する。	教・社会教育 G
ワラベンチャー同窓クラブ(同窓別地区)			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
地域を教材として自然探索等を年 4 回実施しており、PTA、地域など 100 人程度が関わっている。	体験活動内容の工夫と支援してくれる人材の発掘が必要である。	ふるさとを実感できる内容の検討と、支援者の確保などについて検討しながら、今後も継続して実施する。	教・社会教育 G
幌延町スポーツ少年団本部活動事業補助			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
青少年の健全育成とスポーツ活動の機会の拡充を目標に、スポーツ少年団(2 団体)が週 2・3 回の練習、大会への参加など活動をしている。少年期の基礎体力の向上に向け、各団の育成指導を図る。体力については、運動能力テストを実施し、診断を行っている。	少子化に伴い、団員数が減少してきている。現在、幌延町の全校児童数からの加入率は 30%に満たない。基礎体力の向上に向け、現状の数値を維持できるように支援していく必要がある。	少年期の基礎体力向上に向け、引き続き各団の育成・指導を図り、活動を支援する。団員の加入率 50%を目標に、加入を促進する。	総合体育館

(2) 生きる力を育む教育環境の充実

学力と体力、人間性を含めて生きる力を育むことを目標に、教育内容・施設など教育環境の充実を図ります。あわせて、地域に信頼される学校をめざして学校開放事業と幌延町の特徴である情報教育など、地域性を活かした教育活動を推進します。

主な施策・事業

確かな学力の向上			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
各学校でALTによる英語教育を推進(年間30回)している。幌延小学校では指導方法工夫改善により、チーム・ティーチングを取り入れている。(1名配置)。	国際教育のより一層の推進が求められる。	新学習指導要領に即したALTの活用を図り、英語教育を推進する。チーム・ティーチングによる指導の充実を図る。評価を行い、学習活動に活かしていく。	教・総務 学校G
豊かな心と健やかな身体の育成			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
毎年度、少年少女陸上記録会及び少年少女文化祭を開催している。	今後も継続して実施する。	今後も継続して実施する。	教・総務 学校G
学校開放事業			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町内の3校で、体育館・特別教室等を地域に開放している。(使用料は有料だが減免規定あり)	施設の利用促進及び適正な施設管理の推進を図る。	施設の利用促進及び適正な施設管理の推進を図る。	教・総務 学校G
スポーツ・文化活動を通して地域に開かれた学校づくりを推進するため、町内3校を開放しており、野球少年団、地域のサークル、サッカークラブが利用している。施設管理は各学校に依頼して実施している。	総合体育館の利用促進と連携した取組みが必要である。	総合体育館の利用促進とあわせて、今後も継続して学校開放事業を実施する。	教・社会 教育G
ICT教育			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
広域的情報教育の振興のため、幌延情報教育センターを平成14年に設置し、情報教育に関する副読本の作成、研修講座を開設している。PCを積極的に活用し、テレビ会議システムやインターネットによる遠距離校との交流事業などを実施している。	機器や教育用パソコンソフトが老朽化している。情報教育センターと連携した取組みが課題である。	テレビ会議システム及び教育用パソコンソフトの更新、古いPCの入替など、ICT教育環境の向上を図る。 情報教育センターと連携し、ICT教育を推進する。	教・総務 学校G

(3) 家庭と地域の育てる力の養成

家庭・地域の育てる力を高め、地域も子どもと子育て家庭について理解を深めるため、継続して家庭教育学級の開催と学校・家庭・地域が共に活動する機会の創出、児童健全育成活動など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

主な施策・事業

家庭教育学級			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
町内3校で年3回以上、5時間以上、町委託事業として家庭教育学級を実施している。レクリエーションや家庭教育セミナーを開催し、家庭教育に対する意識・理解を深めている。	少子化で対象世帯が減少している。	家庭教育の重要性が高まっており、事業回数の検討、PTAとの連携などを行いながら、効果的な事業を展開する。	教・社会教育G
学校・家庭・地域による活動			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
地域での活動として、幌延小学校では地域参観日(1回)、クリーン作戦(春・秋)を、問寒別小中学校ではリサイクル活動(2回)、幌延中学校ではリサイクル活動(1回)を継続して行っている。	今後も各学校の行事を継続していく。	今後も各学校の取組みを継続して行い、学校・家庭・地域の連携を深めていく。	教・総務学校G
有害環境対策・非行防止活動			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
総合振興局担当課と連携して、コンビニや自販機の有害図書等の立入調査を継続して実施している。	事業継続。	関係課・関係機関と連携して継続して立入検査を行う。 児童生徒への啓発を行う。	教・社会教育G
幌延町青少年健全育成連絡協議会			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
青少年の健全育成を推進する目的で、校外での非行防止と補導対策、安全指導の活動を行っている。年2回(7・12月)に協議会を開催し、関係機関と情報交換をしている。	学校、PTA、町内会、行政、警察等との連絡調整、情報交換に努めていくことが重要である。	今後も年2回の協議会を継続して開催し、学校、PTA、町内会、行政、警察等との連絡調整、情報交換など連携を図る。	教・社会教育G

【4】安心して子育てできる地域・生活環境の整備

現状と課題

車社会の定着や社会経済活動の複雑化に伴い、子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことが増えており、保護者の不安も増大しているといえる。交通安全活動、防犯活動、不審者対策は学校・地域が協力して取り組んでいる。

毎日の生活の視点から、子育て家庭の生活環境、利用しやすい公共施設・道路などのハード面の環境とあわせて、意識や考え方の理解・啓発などソフト面の環境を考えていくことが課題である。

取組み方針

- (1) 親も安心して子どもが通学し、遊ぶことができるように、安全対策に取り組めます。
- (2) 子ども連れが外出しやすく、暮らしやすい環境になるようまちづくりを進めます。
- (3) 親が子どもに向かいあい、地域が親子をみつめる地域づくりに向けて、正しい理解と啓発を図ります。

(1) 子どもの安全の確保

交通安全や防犯など安全対策は、保育施設や学校での教育活動・啓発を引き続き推進します。あわせて、町民や団体など地域の安全活動の取組みにより、安全なまちづくりを推進します。

主な施策・事業

「安全で安心なまちづくり推進条例」に基づく活動の推進			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
平成 21 年 12 月 11 日より、「安全で安心なまちづくり推進条例」を施行している。	推進協議会を設置する。	「安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、推進協議会を設置し、児童の安全確保、青少年健全育成活動を推進する。	町民課生活環境 G
交通安全教育			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
幌延小学校、問寒別小学校で交通安全青空教室を実施している。	継続して実施する。	内容等検討しながら今後も継続して実施する。	町民課生活環境 G
保育所では年 3 回交通安全指導を実施している。	継続して実施する。	内容等検討しながら今後も継続して実施する。	保育所
各小中学校では PTA による街頭指導が行われている。	継続して実施する。	内容等検討しながら今後も継続して実施する。	教・総務学校 G
交通安全活動			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
年間 4 期の交通安全運動期間中に、交通安全推進協議会を中心に、街頭指導を行っている。各種行事において交通整理・指導等を行っている。	継続して実施する。	内容等検討しながら今後も継続して実施する。	町民課生活環境 G
教職員の交通安全・防犯研修会			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
教育委員会主催で、全教職員対象の交通安全・防犯講習会を定期的の実施している。	適宜、注意喚起を働きかけていくことが重要である。	教職員対象の交通安全の啓発、防犯講習会の開催を継続して行い、意識啓発を図る。	教・総務学校 G
ほろのべ防犯ステーションの設置			
実施状況・課題	今後の取組み	担当課	
防犯ステーションとして町内 20 か所の事業所等を指定しており、助けを求めてきた者を警察が到着するまで保護する体制となっている。	広報による周知及び啓発していくことが必要である。	今後も継続して設置するとともに、更新などについて検討する。町民にわかるように周知を図る。	町民課生活環境 G

学校での防犯意識の啓発			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
<p>幌延町青少年健全育成連絡協議会は啓発及びパトロール活動をしている。</p> <p>各小中学校で防犯講習会(不審者対策)を毎年度行っており、全児童生徒に防犯ベルを貸与している。</p>	<p>関係機関・関係団体との連携を図って取り組んでいくことが課題である。中学校の下校時に教員が見守り活動を実施している。</p>	<p>関係機関・関係団体との連携を強化し、子どもの安全確保に向けた活動を推進する。</p>	<p>教・総務 学校G</p>
防災対策			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
<p>子どもや高齢者等の災害弱者対策を考慮し、幌延町地域防災計画を全面修正した。</p> <p>平成 21 年度に住宅の耐震診断、耐震改修に係る補助制度を創設した。</p>	<p>子どもや高齢者等の災害弱者対策を考慮した地域防災計画の改訂を進め、災害時に適切な対応ができるように取り組むことが課題である。</p>	<p>洪水ハザードマップ等、防災情報の周知を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかける。</p> <p>戸別住宅の耐震診断、改修を促進する。</p>	<p>総務課総 務G</p>

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

住まい、道路、公園、公共施設など日常生活の場として、子どもと子ども連れなどだけでなくすべての人にやさしいまちづくりを進め、通院などの移動と除雪・排雪についても、適切な対応を図ります。

主な施策・事業

公営住宅の整備・管理			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
公営住宅の整備・改修に取り組んでいる。宮園団地7号棟(特)建設、宮園団地駐車場整備(1~7号棟)、宮園団地:屋根補修8戸、栄町団地:煙突改修5戸	問寒別団地整備、計画的補修・修繕。	計画期間には、公営住宅ストック計画等の進捗状況をふまえ、問寒別団地の整備など、公営住宅の計画的な補修・修繕に努める。	経済課管理G
下水道と合併浄化槽の普及			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
幌延地区の下水道整備は平成14年度に完了し、それ以外の地区は合併浄化槽による排水処理施設設置工事を進めてきた。平成21年度は水洗便所改造等補助金助成が1件、個別排水処理施設2基を設置する。	計画の推進を図ることが課題である。	平成22年度までに個別排水処理施設設置工事を完了させる。	経済課管理G
定住促進のための取組み			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
宅地分譲地の販売は平成17・19年度に行った。	現有宅地分譲地の販促及び新宅地や分譲地の検討。	まちづくりの計画をふまえ、今後の取組みを検討する。	会計課財政G
公営住宅等の整備、補修、修繕	引き続き、公営住宅等の整備、補修、修繕を実施。	引き続き、公営住宅等の整備、補修、修繕に努める。	経済課管理G
山村広場・森林公園等維持管理・整備			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
公園・広場等が快適に利用できるように、維持管理し、必要な修繕等を行っている。	維持管理の方法及び経費削減について検討することが課題である。	引き続き、維持管理の方法及び経費削減について検討する。	経済課管理G

利用しやすい公共施設の整備			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
生涯学習センターの建設に取り組んでいる。	説明会・意見交換会を参考に、町民が利用しやすい施設となるようにすることが課題である。	生涯学習センターは、平成23年度から開館し、町民に利用されるよう管理、運営を図る。また、図書室の充実を図る。	教・社会教育 G
総合体育館耐震診断の実施、スキー場のリフト、減速機及びモーターの修繕、スキー場の圧雪車修繕を図っている。	総合体育館耐震診断を平成21年度に行い、その後の方策を検討することが必要である。 スキー場リフトの修繕、スポーツ公園施設の地盤沈下による修繕、幌延町民プール鉄骨等補修について検討することが課題である。	総合体育館は耐震改修に向けて取り組む。 スポーツ公園施設の地盤沈下による修繕について検討する。 幌延町民プール鉄骨等補修、スキー場リフトの計画的な補修に努める。 各施設利用形態に即し、利用期間等の検討及び修繕などを計画的に推進する。	総合体育館
申出により庁舎内の未使用室(町民相談室等)を利用できるようにしている。	トイレなど施設面で地域の要望等に対応する必要がある。	町民の利用を促進する。要望等が増加した場合、多目的トイレなどの改修を検討する。	総務課総務 G
町有バス・患者輸送バスによる移送サービス			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
患者輸送バスで、問寒別市街と町立診療所間、町立診療所と下沼地区間の患者輸送サービスを実施している。	継続した実施に努める。	今後も継続して実施する。	町民課生活環境 G
道路(町道)の改良事業			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
〔道路改良事業〕交付金事業:4路線((1)~(4)道路改良) 地方特定道路事業:4路線(~ 道路改良) 合計8路線の事業を実施した。	町道においては、老朽化により舗装の亀裂がみられ、道路の段差などの解消が必要な箇所がある。	町道の老朽化による舗装の亀裂、道路段差の解消を図り、砂利道の舗装化と併せ、市街地生活道路の整備(バリアフリー化)をし、環境にやさしく、誰もが利用しやすい安全な道路となるように改修及び整備に努める。	経済課施設 G

除雪・排雪対策(町道)		
実施状況・課題	今後の取組み	担当課
<p>【除雪】町内全域及び郊外地幹線道路の継続的な除雪を実施している。</p> <p>【排雪】幌延地区の市街地は2回の全排雪、問寒別地区は1回の全排雪を実施している。</p> <p>【雪対策】安全対策として、拡幅除雪を重点的に実施している。</p>	<p>継続して各関係機関と連絡を密にし、情報の共有及び教育機関(教育委員会・各小中学校)と連携を図り、町民が安全で安心できる冬期間の道路維持を実施する。</p> <p>【除雪】町内全域及び郊外地幹線道路の継続的な除雪を実施する。</p> <p>【排雪】幌延地区の市街地は2回の全排雪、問寒別地区は1回の全排雪を実施する。</p> <p>【雪対策】交差点部の雪崩し、スクールゾーンの重点排雪、凍結によるスリップ防止(砂の散布)、地吹雪による雪溜りの安全対策として拡幅除雪を重点的に実施する。</p>	<p>経済課施設G</p>

(3) 仕事と家庭生活の調和の推進

親が子どもと向かいあい、地域が子どもと親子をみつめる地域づくりをめざし、男女共同参画社会に関する活動と就業環境の向上を啓発します。また、町民と事業所等に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活等の調和）と次世代育成支援に関する啓発に努めます。

主な施策・事業

幌延町男女共同参画活動への支援			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
町内会女性部連絡協議会の会議・研修活動を支援している。	女性の視点での生活課題、まちづくりの学習・提言を推進していくことが課題である。	今後も町内会女性部連絡協議会が活動の中心となり、それに対して支援していく。	教・社会教育G
商工業者への休業制度の周知			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
広報にて周知に努めている。	広報及び町ホームページ等にて周知	広報及び町ホームページ等で周知を図る。	経済課産業G
職員の出産・育児休業取得			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
平成 20 年度は取得者がいなかったが、休業制度については周知されている。	取得者がいた場合の勤務体制の確保が難しい。	取得者がいた場合の勤務体制の確保について検討する。	総務課総務G
町特定事業主行動計画の策定			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
平成 16 年度に策定し、推進している。休業制度の取得促進、勤務体制などの見直し等を盛込んでいる。	継続した取組みを図っていく。	平成 21 年度に見直し、平成 26 年度までの計画を策定して推進する。	総務課総務G
農業・酪農世帯の子育てと仕事の両立支援			
実施状況・課題		今後の取組み	担当課
農業・酪農世帯の保育に係る相談・情報提供に努めている。	引き続き相談や情報提供に努める。	継続して保育に係る相談・情報提供に努める。	経済課産業G

資 料 編

1. 計画期間の見込み・指標

(1) 子どもの育ちにあった母子保健の推進

親子の健康の確保・増進に関連する見込み・指標

妊産婦死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16～20 年度の実績; 0%	0.0%
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16 年度 93.1% 平成 20 年度 92.3%	100.0%
妊婦健康診査の実施割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16～20 年度の実績割合; 100.0%	100.0%
新生児・産婦訪問の割合(全員)	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16～20 年度の実績; 100%	100.0%
若年妊娠・ハイリスク妊婦指導の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16～20 年度の実績; 100%	100.0%
不妊治療・不妊相談に関するガイドラインの普及	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16～20 年度は年 1 回広報誌による周知	広報誌による周知
周産期死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績; 0%	0.0%
全出生数中の極低出生体重児の割合・全出生数中の低出生体重児の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17 年度; 極低体重児 0.0%、低体重児 12.5%	減少傾向へ
平成 20 年度; " 0.0%、" 8.7%	
新生児死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績; 0%	0.0%
乳児(1 歳未満)死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績; 0%	0.0%
乳児の SIDS 死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績; 0%	0.0%
幼児(1～4 歳)死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績; 0%	0.0%

不慮の事故死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績 0%	0.0%
3 歳児でう歯のない幼児の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 16 年度 47.1%、平成 17 年度以降は 60%前後に上昇。平成 20 年度 63.0%	増加傾向へ
集団フッ素塗布事業の実施	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
-	継続して実施
健康相談の充実	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
随時実施	随時実施(現状維持)
乳幼児健診の体制整備	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17・18～20 年度受診率 100.0% 平成 18 年度 98.8%	受診率 100.0%
1 歳までに BCG 接種を終了している者の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17～20 年度の実績 100.0%	100.0%
1 歳 6 か月までに三種混合の予防接種を終了している者の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17 年度 99.0%、平成 20 年度 99.4%	100.0%
1 歳 6 か月までに麻疹予防接種を終了している者の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
-	100.0%
⑳ 3 歳までに三種第 1 期追加予防接種を終了している者の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成 26 年度 目標
平成 17 年度 95.0%、平成 20 年度 98.8%	100.0%

子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進に関連する見込み・指標

10代の自殺率	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～20年度の実績 0.0%	0.0%
10代の人口妊娠中絶実施率	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
10代の性感染症罹患率	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
15歳の女性の思春期やせ症(神経性食欲不振症)の発生頻度	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
12歳児の1人平均う歯数	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
小・中・高校生の薬物乱用の有害性についての認知	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
避妊法の正確な認知	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
性感染症の正確な認知	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
学童期におけるフッ素入り歯磨剤の使用	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
過去1年に個別歯口清掃指導受診者	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
小・中学校におけるフッ化物洗口の普及	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	今後学校保健との連携を図る。
休日・夜間の小児救急医療機関、小児救急医療電話相談(#8000)を知っている親の割合	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
未把握	健診時等に周知を図る。

(2) 子どものためになる子育て支援の充実

保育等の子育て支援サービスに関連する見込み・指標(特定保育事業等)

平日昼間の保育サービス(3歳未満児)		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
認可保育所	平成21年度 16人	16人
平日昼間の保育サービス(3歳以上児)		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
認可保育所	平成21年度 42人	41人
一時預かり事業		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
平成21年度	未実施	1か所 年間36日
認定こども園の設置		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
認定こども園は未設置である。		平成26年度を目標に1か所
放課後児童健全育成事業		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
平成21年度	1か所 登録者29人	1か所 登録者30人 生涯学習センターで実施
放課後子ども教室		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
平成21年度	2か所で開催。	2か所
地域子育て支援拠点事業		平成26年度 目標
現状・前期計画期間の取組み		
未設置		地域子育て支援センター(センター型)を1か所
類似の単独事業	平成21年度 1か所	1か所

【参考データ】 特定保育事業ニーズ量推計の家族類型別児童構成比

【0～2歳】

	現在(平成21年)		潜在(平成26年)		潜在(平成29年)	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
A ひとり親	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
B フル×フル	22	30.8%	20	33.3%	13	33.3%
C フル×パート	6	7.7%	6	10.3%	4	10.3%
D 専業主婦(夫)	36	51.3%	28	46.2%	17	46.2%
E パート×パート	2	2.5%	2	2.5%	1	2.5%
F 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
G その他	5	7.7%	5	7.7%	3	7.7%
計	71	100.0%	61	100.0%	38	100.0%

【就学前児童の世帯】

		現在(平成21年)		潜在(平成26年)		潜在(平成29年)	
		児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
		2	3.3%	2	3.3%	2	3.3%
		7	10.0%	9	13.3%	7	13.3%
		19	26.7%	16	23.3%	13	23.3%
		33	46.7%	31	46.8%	26	46.8%
		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		9	13.3%	9	13.3%	7	13.3%
計		70	100.0%	67	100.0%	55	100.0%

【就学児の世帯】

	現在(平成21年)		潜在(平成26年)		潜在(平成29年)	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
A ひとり親	4	6.5%	5	6.5%	4	6.5%
B フル×フル	19	29.0%	20	29.0%	20	29.0%
C フル×パート	17	25.8%	20	29.0%	20	29.0%
D 専業主婦(夫)	15	22.6%	14	19.4%	13	19.4%
E パート×パート	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
F 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
G その他	11	16.1%	11	16.1%	11	16.1%
計	66	100.0%	70	100.0%	68	100.0%

子育て支援のネットワークに関連する見込み・指標

育児クラブ(幌延、問寒別地区)	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 2か所	2か所
遊びの広場(幌延、問寒別地区)	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 2か所	2か所
おひさま子育て会(問寒別地区)	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 1か所	1か所
仲良し保育(中央保育所、へき地保育所)	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 2か所	2か所

支援が必要な子どもへのきめ細かな対応に関連する見込み・指標

虐待による死亡率	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 0.0%	0.0%を保持
法に基づき児童相談所等に報告のあった被虐待児数	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 0人	0人を保持
自主育児グループ等の育成・支援	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
平成17～21年度 自主グループ0	随時支援していく。
児童虐待対策の確立	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
幌延町子どもサポート相談会議を設置。	幌延町要保護児童対策地域協議会を新たに設置
子育ての地域支援体制の確立	
現状・前期計画期間の取組み	平成26年度 目標
子どもサポート相談会議において、研修会やケース検討、連絡調整を図ってきた。	引き続き実施していく。

2. 関連データ

世帯構成(国勢調査)

(世帯・人)		総数	親族		非親族	単独	
			核家族	その他の親族			
平成 12 年	一般世帯数	1,121	754	604	150	1	366
	6歳未満親族のいる 一般世帯数	83 100.0% (7.4%)	83 100.0% (7.4%)	58 69.9% (5.2%)	25 30.1% (2.2%)	0 0.0% (0.0%)	0 0.0% (0.0%)
	18歳未満親族のいる 一般世帯数	256 100.0% (22.8%)	256 100.0% (22.8%)	176 68.8% (15.7%)	80 31.3% (7.1%)	0 0.0% (0.0%)	0 0.0% (0.0%)
	1世帯当たり親族人数	2.39	3.07	2.67	4.68	1.00	1.00

%は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合
()内の%は、一般世帯総数に対する割合

平成17年はP8を参照

出生数・母親5歳階級別

(人)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
15歳～19歳	0	0	0	0	1
20歳～24歳	4	3	0	0	5
25歳～29歳	11	7	23	8	10
30歳～34歳	6	11	3	11	5
35歳～39歳	1	7	1	2	2
40歳～45歳	1	0	0	0	0
45歳～49歳	0	0	0	0	0
合計	23	28	27	21	23

妊娠届出状況

	届出数 (件)		届出状況(件)	
	内	初産婦	11週以前	12週以降
平成17年度	26	18	19	7
平成18年度	26	13	19	7
平成19年度	23	9	20	3
平成20年度	26	13	24	2

ほのぼのファミリーセミナー実施状況(平成20年度)

回数(回)	対象者(人)		参加者(人)	
	初産	経産	初産	経産
4	19	20	5	6

すくすく健診受診状況(平成20年度)

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	異常なし(人)
4か月児	18	18	100.0	16
7か月児	18	18	100.0	18
10か月児	16	16	100.0	15
13か月児	23	23	100.0	21
1歳6か月児	31	31	100.0	21
3歳児	28	28	100.0	21

保健センター調べ

すくすく歯科検診受診状況(平成20年度)

	対象者 (人)	受診者 (人)	う歯(-) (人)	う歯(+) (人)	う歯本数 (本)	栄養指 導(人)	受診者1人 当たりう歯 数(本)
1歳6か月児	28	27	26	1	4	1	0.1
3歳児	29	27	17	10	25	27	0.4
一般	-	25	19	6	15	0	0.6

う歯保育状況

	う歯率(%)		1人当たり平均う歯 本数(本)	
	1歳6か月 児	3歳児	1歳6か月 児	3歳児
平成17年度	8.3	37.5	0.5	2
平成18年度	0	30.4	0	1.4
平成19年度	4.2	43.5	1	1.5
平成20年度	3.7	37	4.0	2.5

5歳児健康相談実施状況

	対象者 (人)	受相数 (人)	受相率 (%)	要経観 数(人)
平成17年度	25	22	88.0	15
平成18年度	24	24	100.0	9
平成19年度	21	21	100.0	5
平成20年度	22	22	100.0	5

育児くらぶ実施状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延参加人数(人)	214	192	260	285
実施回数(回)	10	10	10	10
平均参加組数(組)	18.0	14.3	17.6	21.9
平均参加児童数(人)	21.4	19.2	26.0	28.5
子ども1人当り平均参加 回数(回)	4.3	4.4	4.6	6.1

接種実施状況(平成20年度)

	対象者(人数)	実施数 (人)	接種率 (%)	備考
ポリオ	生後3~90か月、2回 接種	39	83.0	集団、1・2回目を合 計、幌延・問寒別2 地区で実施
三種混合	1期初期 1回目	18	69.2	通年個別
	" 2回目	19	90.5	
	" 3回目	19	95.0	
	3回終了後1回	31	93.9	
二種混合	11歳以上13歳未満	17	100.0	小学6年生を対象・ 個別
麻疹・風疹 混合	期 生後12~24か 月	21	95.5	通年個別
	期 5歳以上7歳未 満	18	94.7	年長児を対象・個別
	期 13歳	22	95.7	個別
	期 18歳	36	100.0	個別
BCG	生後6か月に至るまで	20	95.2	通年個別

保健センター調べ

3 . 策定体制

幌延町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 幌延町における次世代育成支援対策の推進を図るため、幌延町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置並びに行動計画の策定及び変更に関して協議する。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、事業主、教育関係者、保健・福祉関係者、子育て支援関係者等のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、町民課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

幌延町次世代育成支援対策地域協議会委員

区 分	役 職	氏 名	摘 要
事業主関係	幌延町商工会 会長	松永 継男	
教育関係	幌延小学校校長	松田 慶郎	
保健・福祉 関係	幌延町社会福祉協議会 会長	飯澤 弘	委員長
	主任児童委員	稲垣 紘順	
	主任児童委員	森崎 登代子	
子育て支援 団体関係	幌延放課後児童クラブ運営協議会顧問	西澤 裕之	副委員長
	ひまわり会 代表	古川 由紀子	
父母関係	幌延小学校PTA 会長	堀 英夫	
	中央保育所父母の会 代表	小澤千江美	
	問寒別へき地保育所父母の会 代表	西澤 美緒	

平成 22 年 2 月 28 日現在

策定の経過

年 月 日	内 容 等
平成 21 年 6 月	次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前・小学生児童保護者、中高生へのアンケート調査）
平成 21 年 6 月	関連施策洗い出し調査（関係各課）
平成 21 年 7 ~ 8 月	次世代育成支援対策に係る子育て支援事業（特定保育 14 事業）の検討
平成 21 年 10 月 2 日	第 1 回 地域協議会
平成 21 年 10 月	各課ヒアリング
平成 21 年 11 月	各課における子育て関連施策の取り組み方向についての検討
平成 21 年 12 月 28 日	第 2 回 地域協議会
平成 22 年 2 月	パブリックコメントの実施
平成 22 年 3 月 16 日	第 3 回 地域協議会
平成 22 年 3 月 19 日	地域協議会より町長へ答申

4 . 用語説明

CT教育:

コンピュータなどの情報機器が職場や学校に導入されるようになり、情報化社会に適応するために、学校にコンピュータを設置し、情報通信技術を育成するための学習。

合計特殊出生率:

女性1人が生む子ども数の平均で、少子化の指標に用いられる。

子ども・子育てビジョン:

子どもと子育てを応援する社会をめざし、「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」を基本的考え方とし、その実現にむけての政策4本柱と12の主要施策を示したもので、平成22年に閣議決定された。

主任児童委員:

地域における児童・子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当する。児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援等をその職務とするスタッフ的な民生委員・児童委員のことをいう。

小児救急医療電話相談事業(#8000):

夜間に子どもが急病になった時に、すぐ受診させたほうがよいか、様子を見るか判断に迷った場合に、看護師等が電話で相談に対応する窓口のこと。局番なしの#8000にかけると直通でつながっている。

食育:

心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることをめざしている。平成17年に食育基本法が成立した。

次世代育成支援対策推進法:

次世代育成支援に関する当面の取組み方針に掲げられた各種の事業の実現を図るために、地方公共団体や企業の総合的な取組みの枠組み整備など、今後の少子化対策の基盤となる法律として平成15年7月に制定された。平成17年から10年間に重点的に取り組むため、国は行動計画策定指針を示し、地方公共団体と企業に次世代育成支援対策のための行動計画の策定を義務づけている。

児童:

児童福祉法では児童を18歳未満のすべての者とされている。乳児は生後1歳位までの母乳・粉乳等で養育される時期の子どもで児童福祉法では1歳未満児をいう。幼児は1歳から小学校に就学するまでの者をいい、本計画では乳幼児を就学前児童と総称している。

成長段階:

人の生涯を成長段階でいくつかに区切ること、またその区切り。一般に、胎生期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期に分けられる。

男女共同参画社会:

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。このような社会の実現をめざし、男女共同参画社会基本法が平成13年に成立し、これに基づき推進されている。

特別支援教育：

身体的・知的な障害をもつ子ども、多動性、高次脳障害、自閉性障害など発達障害のある子どもが障害のない子どもと共に学び、互いが助けあうことをめざした教育。平成 17 年度よりこれまでの特殊学級教育から特別支援教育に移行し、そのためのコーディネーターの配置などの体制づくりが進められている。特別支援学級の設置、特別支援員の配置や、地域自立支援協議会での連携などが取り組まれている。

発達障害：

中枢神経系の異常により高次の精神機能に生じる障害。小児期に明らかになる認知、言語、運動、社会的技能の獲得の障害として規定され、精神遅滞、自閉性障害、学習障害、言語障害等が含まれる。

バリアフリー：

意識的・物理的・制度的な障壁（バリア）を除去しようとする考え。様々な障壁を取り除くことにより、全ての人々が障害、年齢、性別などの区別によらず、社会参加を可能とすること、またそのための施設、道路等の基盤整備を含む。

フォロー：

支援が必要な人等のその後の経過を追跡し、支援すること。

療 育：

障害の早期発見、早期治療によりその障害の治癒または軽減を図ることを目的として、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害児の残存能力や可能性を開発すること。

幌延町次世代育成支援対策地域行動計画

～子ども・親・地域が手をつなぎ のびのび育つまち～

発行日：平成 22 年 3 月

編集・発行：幌延町 町民課

〒098 - 3207

北海道天塩郡幌延町宮園町 1 番地 1

01632 (5) 1115